国有財産の一般競争入札案内書

令和8年度　第1回期間入札

（令和9年1月実施）

くらしに役立つ国有財産©

財務省　北海道財務局



公式マスコットキャラクター

きたまるん

期 間 入 札 の な が れ

公 示 日　令和8年10月23日（金）　入札関係書類配付開始

・　物件の引渡しは現状有姿となります。
・　建物付物件及び物件番号2番を除き、現地案内等は行いませんので、入札参加者は北海道財務局ホームページ掲載の案内図等により、現地確認及び諸規制の状況等の調査を各自で行ってください。

▽

入札保証金の納付

・　所定の「振込依頼書」により、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）から指定口座へ振り込んでください。（インターネットバンキング及びATMによる振り込みは無効です。）
・　入札保証金は**入札金額の5%以上（円未満切上）**の金額です。（最低売却価格の5%以上ではありません。）

▽

入札関係書類の作成

・　必ず、今回配付された所定の様式を使用してください。
・　入札書の記載等にあたっては、「入札要領」をよくお読みください。

▽

入札受付期間
令和8年11月30日（月）9時～12月11日（金）17時（必着）

・　郵送又は持参により入札を受け付けます。
・　郵送の場合、**必ず簡易書留郵便**により送付してください。
・　持参の場合の受付場所
　北海道財務局　管財部　第2統括国有財産管理官
　受付時間　9時～12時／13時～17時　（土・日曜日、祝日を除く）

▽

開　札
令和9年1月7日（木）9時30分～
札幌市北区北8条西2丁目　札幌第１合同庁舎　2階　講堂

・　入札者及びその関係者のみ開札会場へ入場できます。
・　開札結果は、速やかに文書にて通知します。
・　開札結果の電話等による照会は、 開札日の翌日以降にお願いいたします。
・　落札者以外の入札保証金は、指定口座への振り込みにより還付しますが、手続におおむね1週間程度かかりますのでご了承ください。

▽

売買契約の締結

・　令和9年2月8日（月）までに売買契約を締結していただきます。
・　売買契約及び所有権移転登記は、入札書に記載された名義で行います。
・　落札者が上記契約期限までに契約しない場合は、入札保証金は国庫に帰属します。
・　契約締結後は、その契約内容を公表することとなります。

▽

売買代金の支払い

① 売買契約締結時に全額（入札保証金との差額）を現金等で一括納付するか、 ② 売買契約締結時に売買代金の1割以上を契約保証金として現金等で納付し、契約日を含めて20日以内に売買代金と契約保証金との差額を納入告知書により納付していただきます。

▽

所有権の移転登記

・　所有権移転登記の手続きは、売買代金が全額納付された後に国が行います。なお、登録免許税等の諸費用は、 買受人（落札者）の負担となります。

＜入札に関する問い合わせ先＞
〒060－8579　札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎 10階
財務省 北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官　電話011-709-3106（直通）

目　　次

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表 …… 1

国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内 …… 4

入札要領 …… 15

関係法令 …… 18

国有財産売買契約書(案) …… 20

入札書等記載方法 …… 28

入札書等提出方法 …… 42

提出書類のチェックリスト …… 43

よくあるご質問（Q&A） …… 45

物件調書・図面について …… 47

物件調書の補足説明事項 …… 49

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
1	札幌市豊平区水車町1丁目88番3 (1街区)	宅地	1,805.62	―	二種住居	60/200	294,000,000
2	札幌市豊平区月寒東2条17丁目41番156 (2街区)	宅地	15,190.47	―	一種住居	60/200	544,000,000
3	室蘭市西小路町100番5、同番6 (8街区)	宅地	124.70	―	一種住居	60/200	380,000
4	岩見沢市美園2条6丁目16番1 (1街区)	宅地	207.08	―	一種低層	40/60	2,090,000
5	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2 (2街区)	宅地	452.89	―	一種低層	40/60	4,800,000
6	岩見沢市美園2条7丁目33番2 (1街区)	宅地	300.25	―	一種低層	40/60	3,570,000
7	岩見沢市緑が丘6丁目295番8、同番9、 302番29、同番30 (―)	雑種地	701.31	―	二種中高	60/200	3,720,000
8	滝川市新町1丁目43番9、同番17 (8街区)	宅地	365.89	―	一種住居	60/200	1,040,000
9	滝川市東滝川町1丁目459番86 (3街区)	宅地	344.75	―	二種低層	50/100	931,000
10	深川市2条34番1 (1街区)	宅地	1,424.58	―	一種住居	60/200	6,600,000
11	深川市2条34番23 (1街区)	宅地	512.70	―	一種住居	60/200	1,880,000
12	深川市あけぼの町2095番51 (22街区)	宅地	378.40	―	一種低層	40/60	209,000
13	深川市あけぼの町2122番169 (3街区)	宅地	1,684.70	―	一種低層	40/60	756,000
14	伊達市館山下町2番99 (―)	原野	298.89	―	一種中高	60/200	1,850,000
15	雨竜郡秩父別町字秩父別1527番32 (―)	宅地	343.82	―	指定なし	指定なし	568,000
16	白老郡白老町日の出町3丁目47番35 (4街区)	宅地	1,379.71	―	一種住居	60/200	2,530,000
17	白老郡白老町日の出町3丁目47番36 (6街区)	宅地	2,642.06	―	二種中高	60/200	2,490,000
18	白老郡白老町緑丘1丁目2番17 (2街区)	原野	255.22	―	一種低層	40/60	905,000
19	白老郡白老町緑丘1丁目2番18 (2街区)	原野	250.21	―	一種低層	40/60	886,000
20	白老郡白老町緑丘1丁目2番19 (2街区)	原野	365.23	―	一種低層	40/60	1,250,000
21	新冠郡新冠町字泉335番23、同番24 (―)	宅地	595.32	―	指定なし	指定なし	107,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
22	函館市榎本町75番15 (14街区)	宅地	321.71	—	一種住居	60/200	8,290,000
23	函館市大森町18番25 (13街区)	宅地 住宅建	47.21 建 36.36 延 36.36	木造 平屋建	二種住居	60/200	430,000
24	函館市桔梗4丁目332番26 (10街区)	原野	835.72	—	一種低層	50/100	9,860,000
25	函館市桔梗4丁目365番12、同番335 (33街区)	山林	897.39	—	一種低層	50/100	10,600,000
26	函館市栄町6番4、同番5 (11街区)	宅地 住宅建	724.82 建 147.69 延 437.31	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建	近隣商業	80/300	24,644,627
27	函館市高松町65番4 (—)	雑種地	9,571.27	—	調整区域	50/100	20,200,000
28	函館市高松町105番220 (—)	雑種地	1,989.95	—	調整区域	50/100	6,020,000
29	函館市高松町246番1 (—)	雑種地	749.32	—	調整区域	50/100	857,000
30	函館市宮前町8番11 (14街区)	宅地	173.17	—	準工業	60/200	5,030,000
31	檜山郡江差町字本町237番2 (—)	宅地	280.12	—	二種住居	60/200	2,580,000
32	旭川市永山北3条7丁目3番2 (—)	雑種地	12,870.53	—	工業専用	60/200	56,000,000
33	旭川市緑が丘2条4丁目4番2 (—)	宅地 住宅建ほか	3,104.97 建 719.80 延 3,351.80	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 5階建 ほか	一種中高	60/200	37,546,300
34	旭川市緑が丘2条4丁目4番3 (—)	宅地	1,228.40	—	一種中高	60/200	22,100,000
35	留萌市大町2丁目9番44 (—)	宅地	746.41	—	一種住居	60/200	970,000
36	留萌市沖見町3丁目63番 (—)	宅地 住宅建	697.50 建 147.69 延 437.31	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建	準住居	60/200	15,137,000
37	留萌市寿町3丁目9番2 (—)	宅地	890.05	—	二種中高	60/200	5,950,000
38	稚内市朝日1丁目1671番9 (5街区)	原野	662.46	—	準工業	60/200	4,700,000
39	上川郡和寒町字東町91番1 (—)	宅地	343.39	—	指定なし	指定なし	490,000
40	増毛郡増毛町永寿町5丁目68番 (—)	宅地	396.68	—	一種住居	60/200	1,910,000
41	天塩郡天塩町字川口1466番112 (—)	宅地	1,643.23	—	指定なし	指定なし	9,840,000
42	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4 (5街区)	宅地	17,002.43	—	二種中高	60/200	21,200,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和8年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
43	釧路市知人町167番4、191番 (2街区)	雑種地・宅地	10,139.02	―	工業専用	60/200	27,900,000
44	欠　番						
45	根室市花咲港485番、518番 (―)	雑種地・宅地	525.88	―	商業	80/400	999,000
46	厚岸郡浜中町浜中桜東7番1 (―)	宅地	2,380.08	―	指定なし	指定なし	2,900,000
47	標津郡標津町字川北二条通14番1 (―)	宅地	803.86	―	指定なし	指定なし	1,540,000
48	中川郡本別町緑町100番1 (―)	宅地	1,295.07	―	二種中高	60/200	4,310,000
49	小樽市赤岩1丁目139番13、同番18、 151番1 (24街区)	宅地	793.55	―	一種低層	60/100	2,630,000
50	小樽市入船5丁目10番13 (11街区)	宅地	258.61	―	一種住居	60/200	1,200,000
51	小樽市桜2丁目385番1、同番2 (13街区)	宅地	617.75	―	一種中高	60/200	1,280,000
52	小樽市長橋4丁目25番6、同番42 (8街区)	宅地 住宅建	2,083.47 建　454.74 延　1,171.82	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建	一種住居	60/200	10,323,831
53	小樽市若竹町323番1、同番4、同番5、 同番6、同番7 (7街区)	宅地	309.10	―	近隣商業 一種住居	80/200 60/200	191,000
54	虻田郡倶知安町北5条西3丁目4番1 (―)	雑種地	266.09	―	一種住居	60/200	11,000,000
55	北見市相内町134番10 (―)	宅地	328.04	―	近隣商業	80/300	2,730,000
56	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、 同番17 (―)	宅地	6,785.89	―	一種住居	60/200	47,500,000
57	北見市大町158番2 (―)	宅地	170.32	―	二種中高	60/200	1,030,000
58	北見市東相内町1078番、1079番 (―)	宅地	737.18	―	一種住居	60/200	3,020,000
59	網走市桂町2丁目60番6、同番14、同番21、 同番22 (7街区)	宅地	1,456.86	―	二種中高	60/200	2,930,000
60	網走郡美幌町字東2条北2丁目11番、12番 (―)	宅地	436.69	―	商業	80/400	4,590,000
61	紋別郡湧別町開盛308番 (―)	宅地	877.80	―	指定なし	指定なし	1,060,000
62	紋別郡雄武町字雄武1400番7 (―)	宅地	248.14	―	一種住居	60/200	697,000

※26番、33番、36番、52番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内

1. はじめに

(1) 入札の参加にあたっては、この「国有財産の一般競争入札案内書」を熟読のうえご参加ください。

(2) 入札は、郵送又は持参により入札関係書類を提出して行う方法となります。

(3) **物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなります。したがって、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合であっても、そのままの引渡しとなります。**

入札参加者は、北海道財務局ホームページ掲載の案内図、建物内部見学会等により、必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等も事前調査のうえ、入札にご参加ください。なお、現地には駐車スペースがない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

また、工作物や樹木の越境等については、主なものを概要図に記載していますが、**現況と相違している場合、現況を優先し、契約後も現況のままの引渡しとなります。**

2. 入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」をご覧ください。

※ 上記入札物件については、入札中止となる場合があります。その場合、入札参加に要した費用（調査費、入札保証金振込手数料等）の補償はできませんのであらかじめご了承願います。

3. 競争参加者に必要な資格

次に掲げる者以外の方であれば、参加できます。

(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者

(2) 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

（注） 予算決算及び会計令、国有財産法及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を参照願います。

また、非居住者（外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう）であっても入札に参加できます。

ただし、非居住者が落札者となった場合で、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

4. 入札にあたって付す条件

入札物件の売買契約には、次の条件が付されます。以下の(1)及び(2)の条件に違反した場合は、国の定める金額を違約金として支払わなければなりません。さらに、国は、以下の(1)及び(3)の条件に違反していることが判明した場合、速やかに契約を解除します。

以上をご承知のうえ、入札にご参加ください。

(1) 公序良俗に反する使用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき、公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定される者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

(2) 実地調査等

① 国は、上記(1)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。

② 落札者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

(3) 落札者の適格条件

落札者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

5. 入札説明等

下記物件についてのみ現地説明会・建物内部見学会（事前予約制）を行いますので、参加を希望する場合は、下記物件の所在地を管轄する財務局、各財務事務所・出張所の契約担当課（「12.契約の締結等」(6)を参照。以下、「契約担当課」という。）へ、期日までにお申し込みください。但し、期日までにお申し込みがない場合は現地説明会を行いません。

◎現地説明会・建物内部見学会の日時及び場所（下記物件のみ実施します）

【物件番号 2番、23番、26番、33番、36番、52番】

・日時：日程等については、物件調書に記載しています。

・場所：入札物件所在地（現地集合）

※ 見学を希望する場合は、事前に申込みが必要ですのでご注意願います。

※ 申込者は見学会の開始時刻までに必ず集合してください。また、現地に駐車スペースがない場合がありますので、あらかじめご了承願います。

上記物件以外の物件について、現地の確認及び供給処理施設の状況や各種法令に基づく諸規制等の関係機関への照会等は、入札参加者ご自身により必ず事前調査を行ってください。

なお、概要図には工作物や樹木など主なものを記載していますので、現地確認の際の参考としてください。また、次に掲げる点や諸規制の状況等にもご留意ください。

① 現況地目は、登記簿地目ではなく、その物件の現況の地目を記載しています。

② 土地の面積については、物件の実測面積を記載しています。

③ 建物の面積（建築面積、延床面積）は、建築基準法上の面積とは異なる場合があります。

④ 「接面道路の状況」欄では、「建築基準法」を省略して、「法」と記載しています。

⑤ 電気については、接面道路に配線がない場合でも引込可能である場合には、「有」と記載しています。また、上水道・下水道・都市ガスの配管が接面道路の反対車線側にある場合にも「有」と記載しています。

⑥ 複数の道路に接面している物件について、その一方にしか上水道・下水道・都市ガスの配管がない場合であっても「有」と記載しています。

⑦ 上水道にあっては配水管本管、下水道にあっては公共汚水桝、都市ガスにあっては本管と建物を結ぶための工事費（加入金・諸経費を含む）は、自己負担となります。

⑧ 各種供給処理施設（上水道、下水道、都市ガス、電気等）の使用にあたっては、そのほとんどが現時点で使用されていないため、原則として使用できないものとして取り扱っています。実際の使用の可否、上水道給水加入金の要否等については、入札参加者ご自身により事前調査を行ってください。

⑨ 上水道・下水道・都市ガスの引き込みを行う場合で、道路の舗装、インターロッキング、ロードヒーティング等を復旧するための費用、街路樹の移動や縁石の切り下げ工事に要する費用は、原則として原因者の負担となります。また、道路管理者が工事内容を制限することや工事の許可をしない場合が

あります。

⑩　上水道・下水道・都市ガスの供給については、平均的な需要を超える場合には、供給が不可能又は工事費の大半が原因者負担となる場合があります。

⑪　下水道の公共汚水桝は、管理者の所有物となりますが、道路敷地に設置されている場合と宅地内に設置されている場合があります。また、一つの公共汚水桝を隣接する宅地と共同で利用する場合もあります。

6. 特約条項及び資料の閲覧について

入札参加者は、売買物件が物件調書等記載の内容であることを了承したうえで、応札していただくことになります。**また、地下埋設物、土壌汚染等の調査結果資料を閲覧に供している物件もありますので、物件を管轄する契約担当課において、閲覧資料を必ずご確認ください。閲覧しなかったことを理由に、応札後に異議を唱えることは出来ません。**

なお、契約書において以下の特約条項が付されます。

（特約条項）

第〇条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙１）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

7. 契約不適合責任について

(1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に**物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、速やかに契約担当課までお申し出ください。**

(2) 上記(1)の申し出を受け、国が契約不適合にあたると判断した場合には、国（原因者を含む。）と買受人が地下埋設物、土壌汚染等の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国（原因者を含む。）又は買受人において地下埋設物、土壌汚染等の是正を行います。

なお、物件調書等に記載された地下埋設物、土壌汚染等については、契約不適合に該当しません。

また、国（原因者を含む。）と買受人との協議の結果、買受人において是正することとなった場合には、是正に要すると国が認める費用を国が支払うこととします。

費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。

① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。

（注）挙証資料とは、以下の資料をいいます。

- 地下埋設物、土壌汚染等の是正範囲を特定するための資料（土地利用計画図、建物設計図等）
- 工事内容を確認する資料（工事見積書、工事請負契約書等）
- その他国が指定する資料（工程写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）、作業日報等）

② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料（挙証資料）に基づく請求額には至らない場合があります。

（注）費用算定の基準としては、国が公共工事等を行う際の積算資料、建設物価等により算定しますので、算定に当たり相応の時間を要することにあらかじめご了承願います。

③ さらに、費用の支払額は、売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません（国有財産売買契約書（案）の契約不適合責任に関する契約条項を参照）。

④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、相応の時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

(3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、

売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了承願います。

8. 入札受付期間及び開札の日時・場所

(1) 入札受付期間、場所

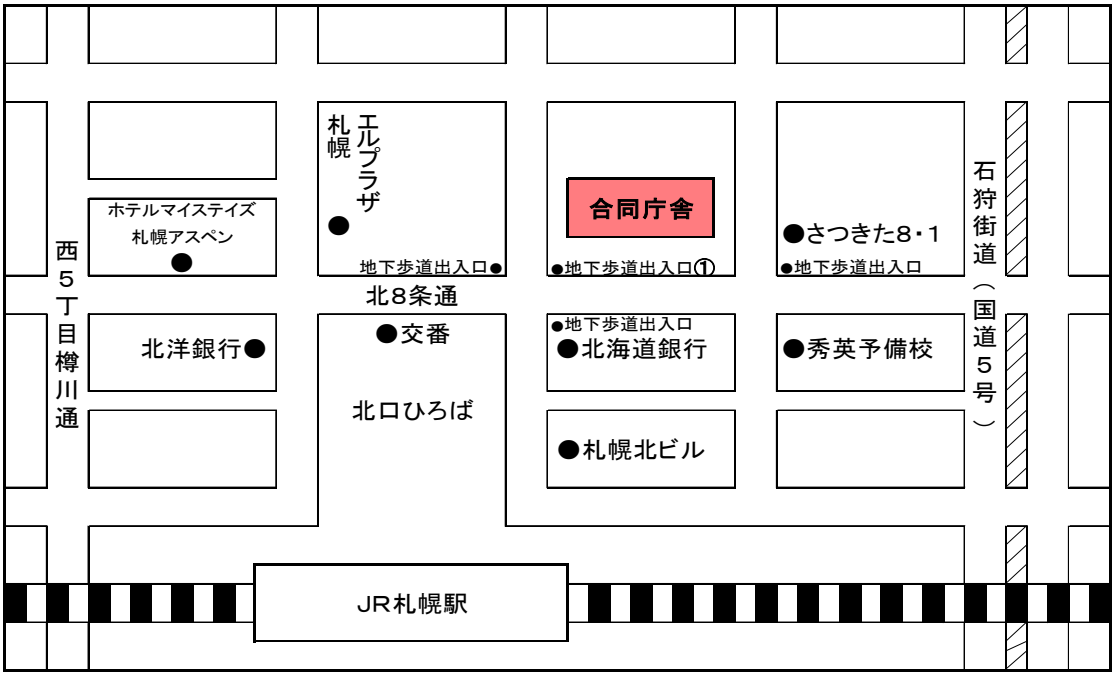
期 間 **令和8年11月30日(月曜日) 9時から**
令和8年12月11日(金曜日) 17時まで(必着)

場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官
TEL 011－709－3106 (直通)

(注1) 土・日曜日及び祝日の受付は行いません。
(注2) 各財務事務所・出張所での受付は行いません。
(注3) 受付期間を過ぎた場合、入札は無効となりますので、郵送の場合は特にご注意願います。

(2) 開札日時、場所

日 時 **令和9年1月7日(木曜日) 9時30分から**
場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 2階 講堂
(最寄駅:JR「札幌」駅、地下鉄「さっぽろ」駅 (札幌駅北口地下歩道①番出入口)
※駐車場は混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用願います。



- 入場受付は9時から行います。
- 入札者及びその関係者のみ開札会場へ入場できます(「9.入札の手順」(9)の受付票が必要となります)。
- 開札結果は文書により入札者全員に通知するとともに、後日、北海道財務局のホームページに入札の実施結果(応札者数、落札・不調等の別)を公表します。

9. 入札の手順

(1) **必要書類の入手**

下記の入札関係書類を、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官、各財務事務所・出張所の

管財課（「18.北海道財務局・財務事務所・出張所のご案内」を参照。）に請求してください。
なお、北海道財務局ホームページに記載の「お申し込みフォーム」から請求することもできます。

- 入札書
- 入札書提出用封筒（ピンク色）
- 振込依頼書（兼入金伝票）　3枚複写
- 入札保証金提出書　2枚複写
- 郵送用封筒（茶色）
- 役員一覧【法人による入札参加の場合に必要】

紙媒体で
お渡しします。

- 共有者一覧表【3名以上の共有名義（代理人含む）の場合に必要】
- 委任状【代理人による入札参加の場合に必要】

必要な場合には、
北海道財務局
ホームページから
取得してください。

⑵ **入札する金額を決める**

入札に参加される方ご自身の判断で、入札金額を決めてください。

入札物件一覧表の「物件番号 26番、33番、36番、52番」は、最低売却価格に消費税及び地方消費税相当額が含まれていますので、入札金額はこれらを含めた金額を記入してください。

なお、上記物件については、契約締結の際、国が算定した消費税及び地方消費税相当額を契約書に記載します。

⑶ **入札保証金を振り込む**

- **入札する金額の 5%以上（円未満切上）の金額**を予め指定の口座に振り込んでいただきます。（最低売却価格の 5%以上ではありません。）

例えば、最低売却価格 700 万円の物件に対し 1,000 万円で入札しようとする場合、5%以上の入札保証金が必要となりますので、50 万円以上の金額を振り込むこととなります。

- 振り込みには『振込依頼書（兼入金伝票）』（3枚複写）に必要事項を記入し、最寄りの金融機関**（ゆうちょ銀行（郵便局）を除く）**から指定口座へ振り込んでください。**（金融機関の受領印なきものは無効となりますので、ATM、インターネットバンキングによる振り込みはできません。）**
- 振込手数料は入札参加者の負担となります。また、入札保証金に利息は付しません。
- 複数物件の入札に参加しようとする場合には、物件ごとに入札保証金を振り込んでいただきます。

⑷ **入札保証金提出書を作成する**

- ⑶で金融機関の窓口から入札保証金を振り込みますと、受領印を押印した『保管金受入手続添付書』（2枚目）、『振込金（兼手数料）受取書』（3枚目）が返却されます。
- 2枚目の『保管金受入手続添付書』を『入札保証金提出書』（2枚複写）の2枚目『入札保証金振込証明書』に貼付してください。3枚目の『振込金（兼手数料）受取書』は、入札参加者の保管用です。
- 『入札保証金提出書』に必要事項を記入してください。特に返還先欄は、入札保証金を還付する際に必要ですので、お間違えのないように正確に記入願います。
- また、共有名義で入札に参加される場合は、共有者全員の持分と住所・氏名・性別・生年月日を記入してください。なお、3名以上の共有名義（代理人含む）で入札される場合は、『共有者一覧表』を『入札保証金提出書』及び『入札保証金振込証明書』それぞれに添付してください。

（注）『入札保証金提出書』の記載においては、入札者の住所・氏名及び入札保証金額（振込金額）の誤記、入札者の性別・生年月日等の記載漏れがないよう、特にご注意ください。

法人による入札の場合は、上記のほか『役員一覧』の提出が必要となりますので、記載漏れ及び提出漏れがないよう併せてご注意ください。（提出がない場合は、入札は無効となります。また、法人の登記事項証明書で代用することはできませんのでご注意ください。）

また、『役員一覧』には、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）に記載されている役員全員（監査役、支配人を含む）について記載してください。

⑸ **入札書を作成する**

・ 『入札書』に⑵で決めた入札金額、入札者の住所・氏名等必要事項を記入してください。共有名義で入札に参加される場合は、共有者全員の持分と住所・氏名を記入してください。なお、3名以上の共有名義（代理人含む）になる場合は、『共有者一覧表』を添付してください。

・ 入札金額等を訂正した『入札書』は、無効となりますのでご注意ください。また、入札保証金の20倍の金額（入札限度額）を超える金額を記入した場合も無効となります。

・ その他、本案内書の「入札要領」において、無効となる場合を規定していますので参照してください。

・ 『入札書』の提出後は、その事由のいかんにかかわらず、入札を取り消すことや『入札書』の記載内容の変更はできませんので、金額や物件番号等記載内容をよく確認してください。

⑹ **入札書を入札書提出用封筒に入れる**

『入札書提出用封筒』（ピンク色）に⑸で作成した『入札書』のみを入れ、封をしてください。

⑺ **入札書提出用封筒と入札保証金提出書を郵送用封筒に入れる**

『郵送用封筒』（茶色）に⑷の『入札保証金提出書』と⑹の『入札書提出用封筒』を入れ、裏面に必要事項を記入のうえ封をしてください。

⑻ **簡易書留郵便で郵送するか北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官に持参する**

・ 郵送される場合は、必ず簡易書留郵便でお願いします。入札受付期間内に到着しなかった『入札書』は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

・ 持参される場合は、土・日曜日及び祝日を除く9時から12時まで、13時から17時までに来庁願います。

・ 到着した入札関係書類に不備等が発見された場合には是正を求め、入札受付期間内に是正されなければ無効となります。

⑼ **受付票を受け取る**

・ 受付期間満了後に、物件番号、受付番号及び入札者名を記載した『受付票』を郵送します。

・ 開札に参加される場合は、『受付票』で入札参加者及び関係者か確認しますので持参をお願いします。

（注）『受付票』を持参しなかった場合は入場の際、身分証明書を確認させて頂くことがございます。

⑽ **その他**

① **売買契約における買主及び所有権移転登記の名義人は、落札者となります。落札した権利の譲渡等はできません。**

② 代理人が入札する場合は、委任者の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）を添付した『委任状』が必要となります。ただし、**入札に必要な書類のすべてを本人が記入し、本人以外の者が書類の持参のみを行う場合には、代理人には該当しません**ので、『委任状』の添付及び『入札書』の代理人欄の記入は不要です。

なお、委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要となります。

・ 日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明

・ 外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）

（注） 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名が必要となります。

③ 落札者以外の入札保証金は、⑷で作成する『入札保証金提出書』に記載された口座に振り込む方法で還付します。

④ 落札者の入札保証金は、契約締結までの間、国が預かります。

（注） 入札保証金を振り込んだ後、『入札書』を提出しなかった場合、入札保証金の還付を受けるためには、入札保証金提出者等（振込金返還請求者）が振込みをした金融機関に対して組戻手続をしなければなりません。詳細については、第2統括国有財産管理官までお問い合わせください。

10. 入札の無効

「入札要領」第 8 条の規定に該当する入札は、無効となります。

11. 落札者の決定方法

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ、最高金額の入札をした者をもって落札者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札をした者が、警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨を通知します。

なお、入札参加資格の確認を行った結果、「入札要領」第 8 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者（警察当局から排除要請が行われなかった者に限る）のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。当該入札参加者が開札に出席していない場合は、国の指定した者にくじを引かせて落札者を決定します。

また、落札者となる同価の入札者の中に落札候補者がいる場合は、落札候補者の入札参加資格が確定するまでは、くじ引きを留保します。

※ 落札決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件に入札した入札者の入札保証金を返還することができません。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に、別途「入札辞退届」が提出された場合は、入札保証金を返還します。また、開札の結果は、落札決定を留保した物件を除き、会場において最高入札金額及び落札した者の受付番号を発表するほか、文書により該当物件の入札者全員に通知します。

12. 契約の締結等

(1) **売買契約の締結は、令和9年2月8日（月曜日）までとします。**期限までに契約を締結しない場合には落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

ただし、「11.落札者の決定方法」により入札参加資格の確認に時間を要することとなった場合、落札者に係る契約締結期限については、別途通知することとします。

(2) 落札者は、印鑑証明書及び個人にあっては住民票抄本**（個人番号（マイナンバー）の記載のないものに限る。）**、法人にあっては法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）を契約担当課に速やかに提出していただきます。共有名義で落札された場合には、共有者全員の印鑑証明書等の書類のほか、共有持分を記載した書類も併せて提出願います。

(3) 落札者には、契約締結の際、「4.入札にあたって付す条件」(1)及び(3)の条件に違反しない旨の「誓約書」を提出していただきます。期限までに、誓約書を提出のうえ契約しない場合は、入札保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんのでご注意ください。

(4) 売買代金の支払方法等により、契約書式が異なります。「13. 売買代金の支払方法」と併せて契約条項を確認してください。

(5) 売買代金以外にも、**売買契約書(国が保管するもの１部)に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります**ので、併せてご用意ください。

(6) 落札者との売買契約の手続きにつきましては、物件の所在する地域を管轄する契約担当課で行います。詳細は、開札結果通知とともに送付します「売買契約のご案内」をご参照ください。

契約担当課は、次のとおりです。

物件番号　1～2	北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官 札幌市北区北８条西２丁目　札幌第1合同庁舎 10 階 電話 011-709-3106(直通)
物件番号　3～21	北海道財務局 管財部 第3統括国有財産管理官 札幌市北区北８条西２丁目　札幌第1合同庁舎 10 階 電話 011-709-2311 物件番号 3、14、16～20　: 内線番号(4476) 物件番号 4～13、15　: 内線番号(4475) 物件番号 21　: 内線番号(4479)
物件番号　22～31	函館財務事務所 管財課 函館市美原３丁目４番４号　函館第２地方合同庁舎１階 電話 0138-47-8445(代表)
物件番号　32～41	旭川財務事務所 管財課 旭川市宮前１条３丁目３番 15 号　旭川地方合同庁舎　東館４階 電話 0166-31-4151(代表)
物件番号　42、43、45～47	釧路財務事務所 管財課 釧路市幸町 10 丁目３番地　釧路地方合同庁舎９階 電話 0154-32-0701(代表)
物件番号　48	帯広財務事務所 管財課 帯広市西５条南８丁目　帯広第２地方合同庁舎　５階 電話 0155-25-6381(代表)
物件番号　49～54	小樽出張所 管財課 小樽市港町５番２号　小樽地方合同庁舎３階 電話 0134-23-4103(代表)
物件番号　55～62	北見出張所 管財課 北見市青葉町６番８号　北見地方合同庁舎３階 電話 0157-24-4167(代表)

13. 売買代金の支払方法

※【物件番号　12番、13番、26番、27番、28番、29番、36番、38番、42番】の物件
他省庁所管の財産のため、支払方法は、下記②の方法に限りますのでご注意ください。

※上記以外の物件の支払い方法は以下のとおりです。

売買代金の支払方法は次の二通りあります。いずれの方法によるかは、後日、当局から落札された方へお渡しする「連絡メモ」を提出する際にお申し出ください。

①　売買契約締結と同時に全額を納付していただく方法

入札に際し納付された入札保証金を売買代金に充当することができますので、契約締結日には、売買代金と入札保証金との差額をご用意ください。

②　売買契約締結の際に契約保証金を納付していただく方法

売買代金（落札価格）の1割以上（円未満切上）を契約保証金として納付していただき、売買代金と契約保証金との差額を国が発行する納入告知書により、**売買契約締結の日を含めて20日以内に支払っていただきます。**（売買契約締結の日を含めて20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。）

入札に際し納付された入札保証金を契約保証金に充当することができますので、契約締結の際には契約保証金と入札保証金との差額をご用意ください。

売買代金と契約保証金との差額が20日以内に支払われなかった場合には、契約保証金は、国庫に帰属することになりますのでご注意ください。

（注） 売買代金の分割納付はできません。

14. 所有権の移転等

(1) **売買代金が全額納付されたときに所有権の移転**があったものとし、物件を引き渡したものとします（現地での引渡しは行いません）。なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。

(2) 現地に設置されている鋼管柵等は、上記(1)と同様、売買代金が全額納付されたときに引き渡したものとします。

(3) 所有権の移転登記は、売買代金が全額納付されたことを確認した後、国が行います。また、登記は売買契約の買受人名義（入札書に記載された名義）で行います。

未登記の建物については、国において登記手続きは行いません。建物の表題登記及び所有権保存登記が必要なときは、買受人において登記を申請してください。

その際に発生するすべての費用（図面作成等）については、買受人の負担となります。

※ 所有権移転登記と同時に抵当権設定登記を行う必要がある場合には、あらかじめ物件の所在する地域を管轄する各契約担当課にご相談ください。

（注） 物件の引渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。

15. 不調物件に係る先着順の売却

落札に至らなかった物件及び落札後契約に至らなかった物件については、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却を行う予定です。ただし、物件によっては、先着順の売却を行わない場合もあります。詳細については、後日、北海道財務局ホームページでお知らせします。

なお、買受希望者については、「入札要領」第８条の規定を準用し、買受資格の確認を行います。

16. 契約内容等の公表

(1) 入札の実施結果に係る次に掲げる情報については、開札後速やかに北海道財務局のホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類。以下同じ。）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積。以下同じ。）、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

(2) 契約締結したものについては、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページにおいて公表します。

所在地、登記地目、面積、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚

染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

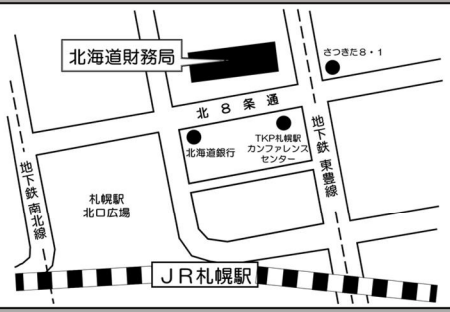
(3) 上記(1)及び(2)に掲げる情報の公表に対する同意が契約締結の要件となります。

17. 個人情報について

入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報は、入札事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、入札参加資格の確認のため、警察当局へ情報を提供します。

18. 北海道財務局・財務事務所・出張所のご案内

北海道財務局

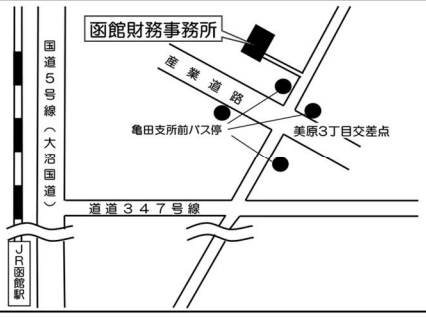


〒060-8579
札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎 10 階

管財部　第２統括国有財産管理官
電話：（011）709-3106（直通）

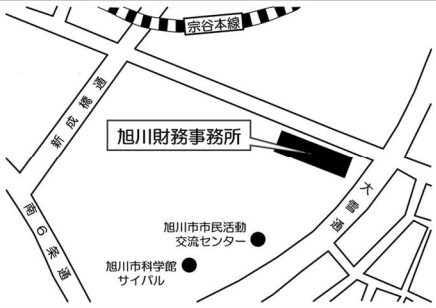
管財部　第３統括国有財産管理官
電話：（011）709-2311（内線 4475、4476、4479）

函館財務事務所



〒041-0806
函館市美原３丁目４番４号　函館第２地方合同庁舎１階
電話：(0138) 47-8445

旭川財務事務所



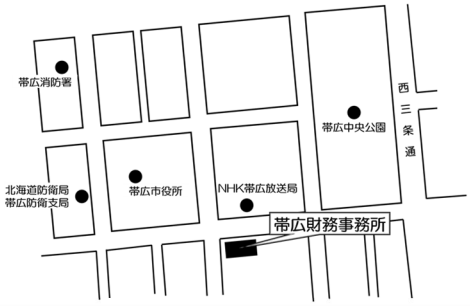
〒078-8503
旭川市宮前１条３丁目３番 15 号　旭川地方合同庁舎
東館４階　電話：(0166) 31-4151

釧路財務事務所



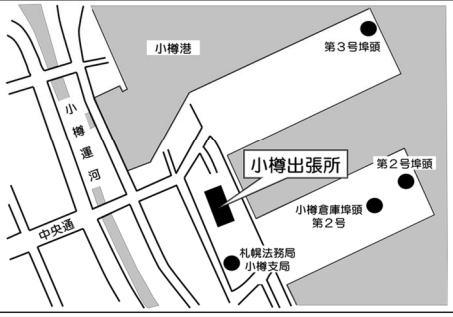
〒085-8649
釧路市幸町 10 丁目３番地　釧路地方合同庁舎 ９階
電話：(0154) 32-0701

帯広財務事務所



〒080-0015
帯広市西５条南８丁目　帯広第２地方合同庁舎　５階
電話：(0155) 25-6381

小樽出張所



〒047-0007
小樽市港町５番２号　小樽地方合同庁舎 ３階
電話：(0134) 23-4103

北見出張所



〒090-0018
北見市青葉町６番８号　北見地方合同庁舎 ３階
電話：(0157) 24-4167

入 札 要 領

第1条　　入札参加希望者は、国有財産売払公示書及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条　　現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条　　代理人により入札する場合は、入札書の提出と同時に委任状を提出してください。

第4条　　入札は、北海道財務局から交付を受けた入札書に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用の封筒に入れた上で封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間〔令和 8 年 11 月 30 日(月曜日)9 時から令和 8 年 12 月 11 日(金曜日)17 時まで(必着)〕に、北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官あての簡易書留郵便で郵送又は持参によって提出しなければなりません。

2　入札締切日までに到達しない入札は無効となりますので、郵送により入札を行う場合は十分余裕をみて早めに送付してください。

第5条　　入札者は、入札する前に入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上(円未満切上)に相当する金額を北海道財務局から交付を受けた振込依頼書を用いて、北海道財務局の預金口座(口座番号等:振込依頼書記載のとおり)に振り込んでください。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと、北海道財務局の預金口座に現金を納めてあっても入札は無効となります。

2　1通の振込依頼書で、複数物件の入札保証金を振り込むことはできません。

3　振込依頼書には、必ず入札書に記載されている物件番号を記載してください。

4　入札保証金の納付後は、その取消し又は変更はできません。

第6条　　入札書の記載にあたっては、入札書の注意事項に従い、間違いのないよう記入してください。

2　入札保証金を返還する場合は、あらかじめ入札者が指定した銀行等の預金口座へ振り込みますので、入札保証金提出書の入札保証金返還先欄に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。

第7条　　提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条　　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

1　公示書又は本要領の条項に違反するもの

2　入札書に入札者の住所、氏名(法人の場合にはその名称又は商号及び代表者の氏名)の記入のないもの

3　代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名(法人の場合にはその名称又は商号及び代表者の氏名)の記入のないもの

4　入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの

5　所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの

6　第 5 条に規定する入札保証金振込証明書の提出がないもの

7　第 5 条に規定する入札保証金提出書の提出がないもの

8　第 5 条に規定する入札保証金を差し出さないもの

9　1物件に対して一人で複数の入札をしたもの

10　最低売却価格に達しない入札をしたもの

11　予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定並びに国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 16 条の規定に該当する者が入札したもの

12　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

(1)　当該物件を暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(注)「これに類するもの」とは、「公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの」をいう。

(2)　次のいずれかに該当するとき

ア　法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(3)　(1)、(2)の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

13　入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

14　その他入札担当官等が入札書及び入札関係書類不完全と認めたもの

第9条　開札は、国有財産売払公示書において公示した時間及び場所に、国の指定した者を立会いさせて行います。なお、入札受付票を持参した入札参加者及びその関係者の出席は自由ですが、開札会場への入場に際し、入札受付票、入札物件及び入札者名により入札関係者であることの確認をさせていただきます。

第10条　落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

ただし、最低売却価格以上で最高の価格をもって入札した者が、警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保するとともに、当該物件に係るすべての入札参加者へその旨通知します。第 8 条に規定する排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定するものとし、同条に規定する排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、最低売却価格以上で入札した他の者(警察当局から排除要請が行われなかった者に限る。)のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者が開札会場にいない場合には、国の指定した者がくじを引きます。

なお、落札者となる同価の入札者に落札候補者がいる場合には、落札候補者が警察当局から排除要請のある者であるか否かについて確定するまでは、くじ引きを留保します。

第11条　開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知するとともに、開札後、速やかに北海道財務局のホームページに入札の実施結果に係る次に掲げる情報を公表します。

所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積)、応札者数、開札結果、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

第12条　　非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者をいう。)が落札者となった場合で、外国為替令(昭和 55 年政令第 260 号)第 11 条第 3 項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第13条　　入札保証金は、落札者を除き、第 6 条第 2 項に規定する方法により還付します。なお、落札者の入札保証金は、第 15 条に定める契約保証金に充当します。

また、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金を還付します。

2　　契約締結と同時に売買代金全額を納付する場合には、入札保証金は売買代金に充当します。

第14条　　落札者が令和 9 年 2 月 8 日（月曜日）までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになります。

また、入札参加資格の確認に関して、警察当局からの回答を待って契約を締結する必要がある場合については、その旨及び契約締結期限を連絡することとします。

第15条　　落札者は、契約締結しようとするとき、第 13 条の規定により契約保証金に充当する入札保証金を含めて、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上(円未満切上)に相当する金額を現金又は北海道財務局（財務事務所、出張所）の契約担当課から交付を受けた振込依頼書を用いて、北海道財務局の預金口座に振込むことにより納めなければなりません。

第16条　　前条の契約保証金は、売買代金に充当します。

第17条　　落札者との売買契約締結後、速やかに、その契約内容に係る次に掲げる情報を北海道財務局のホームページに公表します。

所在地、登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）、面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）、契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）、価格形成上の減価要因（国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 80 条の規定に基づき定める予定価格をいう。）の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。）、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率

2　　第 11 条及び前項に規定する公表への同意が契約締結の要件となります。

第18条　　本要領に定めない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

関　係　法　令

○予算決算及び会計令（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第２９条の３第１項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

２　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○国有財産法（抄）

（職員の行為の制限）

第 16 条　国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

２　前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第 32 条　国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一　指定暴力団員

二　指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三　法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四　指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

○外国為替及び外国貿易法(抄)

（定義）

第６条　この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五　「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六　「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

○外国為替令(抄)

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

第 11 条第 3 項　居住者又は非居住者が第 1 項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

【標準書式】

国と買受人との間で取り交わす契約書については、国は非課税となっていますので買受人にお渡しする契約書には収入印紙は貼り付けません。
（印紙税法第４条第５項、第５条第２号）

収入印紙

国有財産売買契約書（案）

即納用契約書

建物付土地の場合で、建物に消費税及び地方消費税を含んだ価格の場合、国の登録番号を記入します。

売払人　国（以下「甲」という。）（登録番号　　）と買受人（ 落 札 者 ）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条　　売買物件は、次のとおり。

所　在　地	区　分	数　量	摘　要

2　前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条　　売買代金は、金（ 落 札 金 額 ）円（うち消費税額及び地方消費税相当額金　　円・消費税率　%）とする。

（代金の支払い）

第3条　　乙は、本契約締結と同時に、前条に定める売買代金を甲に納付しなければならない。

2　前項の売買代金のうち、金　（入札保証金額）　円は、入札保証金より充当するものとする。

建物付土地の場合で、建物に消費税及び地方消費税を含んだ価格の場合、国が算定した相当額を記載します。

（登記嘱託請求書等）

第4条　　乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第5条　　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第6条　　甲は、前条の規定により、売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（特約条項）

第7条　　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第7条の2　乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から 2 年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1)　修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2)　修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3)　本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4)　前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5)　本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6)　本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2　前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3　乙が本契約締結時に第 1 項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4　第 7 条（特約条項）の内容については、第 1 項の契約不適合に該当しない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第8条　　乙は、本契約の締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第9条　　甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3　乙は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第10条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したときは、金　（売買代金の1割）　円

(2) 第8条に定める義務に違反したときは、金　（売買代金の3割）　円

2　前項の違約金は第11条第4項及び第14条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第11条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2　甲は、乙が第8条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4　乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）

第12条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第13条　乙は、甲が第11条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第14条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

（返還金の相殺）

第15条　甲は、第12条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第16条　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

（契約内容の公表）

第17条　乙は、本契約締結後、別紙2に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第18条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第19条　本契約に関する訴えの管轄は、北海道財務局所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

事務所等の場合には、各事務所等所在地を管轄区域とする地方裁判所となります。

上記の契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

第　　号
令和　　年　　月　　日

売払人　国
（ 分任 ）契約担当官　　㊞

買受人　住　　所
氏　　名　　（ 落　札　者 ）　　㊞（実印）

別紙２

- 所在地
- 登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- 面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）
- 応札者数
- 開札結果
- 不落等随契の有無
- 契約年月日
- 契約金額
- 契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- 契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- 価格形成上の減価要因
- 都市計画区域
- 用途地域
- 建蔽率
- 容積率

※本契約書式は、売買契約締結と同時に全額を納付していただく場合の書式です。

国と買受人との間で取り交わす契約書については、国は非課税となっていますので買受人にお渡しする契約書には収入印紙は貼り付けません。
（印紙税法第４条第５項、第５条第２号）

収入印紙

【標準書式】

建物付土地の場合で、建物に消費税及び地方消費税を含んだ価格の場合、国の登録番号を記入します。

国有財産売買契約書（案）

契約保証金用契約書

売払人　国（以下「甲」という。）（登録番号　　）と買受人（　落　札　者　）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条　売買物件は、次のとおり。

所　在　地	区　分	数　量	摘　要

2　前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第2条　売買代金は、金（　落　札　金　額　）円（うち消費税額及び地方消費税相当額金　　円・消費税率　%）とする。

（契約保証金）

第3条　乙は、本契約を締結しようとするとき、契約保証金として金（落札金額の1割以上の金額（円未満切上））円を甲に納付しなければならない。

2　前項の契約保証金のうち、金　（入札保証金額）　円は、入札保証金より充当するものとする。

3　第１項の契約保証金は、第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4　第１項の契約保証金には利息を付さない。

5　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当する。

6　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

建物付土地の場合で、建物に消費税及び地方消費税を含んだ価格の場合、国が算定した相当額を記載します。

（代金の支払い）

第4条　乙は、売買代金のうち、前条第１項に定める契約保証金を除いた金　　円を甲の発行する納入告知書により令和　　年　　月　　日までに甲に支払わなければならない。

契約締結の日を含めて20日以内

（登記嘱託請求書等）

第5条　乙は、本契約締結の際に、あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

第6条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条　甲は、前条の規定により、売買物件の所有権が乙に移転した時に売買物件の引き渡しがあったものとする。

（特約条項）

第8条　乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙 1）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

（契約不適合責任）

第8条の2　乙は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から２年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

(1)　修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。

(2)　修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3)　本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。

(4)　前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。

(5)　本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。

(6)　本条の契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

2　前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。

3　乙が本契約締結時に第１項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。

4　第８条（特約条項）の内容については、第１項の契約不適合に該当しない。

（危険負担）

第9条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3　第 1 項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（公序良俗に反する使用等の禁止）

第10条　乙は、本契約の締結の日から 10 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき、公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

（実地調査等）

第11条　甲は、乙の前条に定める公序良俗に反する使用等に関して、甲が必要と認めるときは実地調査を行うことができる。

2　乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3　乙は、正当な理由なく前 2 項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第12条　乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1)　前条に定める義務に違反したときは、金　（売買代金の 1 割）　円

(2)　第 10 条に定める義務に違反したときは、金　（売買代金の 3 割）　円

2　前項の違約金は第 13 条第 4 項及び第 16 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2　甲は、乙が第 10 条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3　甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4　乙は、甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金等）

第14条　甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第15条　乙は、甲が第 13 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は損傷しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）
第16条　　甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。
（返還金の相殺）
第17条　　甲は、第 14 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。
（契約の費用）
第18条　　本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。
（契約内容の公表）
第19条　　乙は、本契約締結後、別紙 2 に掲げる契約内容を甲が公表することに同意するものとする。
（信義誠実の義務・疑義の決定）
第20条　　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
2　本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。
（裁判管轄）
第21条　　本契約に関する訴えの管轄は、北海道財務局所在地を管轄区域とする札幌地方裁判所とする。

事務所等の場合には、各事務所等所在地を管轄区域とする地方裁判所となります。

上記の契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自その 1 通を保有する。

第　　号
令和　　年　　月　　日

売払人　国
（ 分任 ）契約担当官　　㊞

買受人　住　　所
氏　　名　　（ 落　札　者 ）　　㊞（実印）

別紙２

- 所在地
- 登記地目（建物付土地の場合は登記地目及び種類）
- 面積（建物付土地の場合は土地面積及び建物面積）
- 応札者数
- 開札結果
- 不落等随契の有無
- 契約年月日
- 契約金額
- 契約相手方の法人・個人の別（契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名）
- 契約相手方の業種（契約相手方が法人の場合のみ）
- 価格形成上の減価要因
- 都市計画区域
- 用途地域
- 建蔽率
- 容積率

※本契約書式は、売買契約締結と同時に1割以上の契約保証金を納付していただく場合の書式です。

入札書等記載方法

入札書等作成にあたっては、必ず本記載方法に基づき作成願います。
なお、不明な点がございましたら、別途電話等でお問い合わせください。

・ 入札書
・ 入札保証金提出書（2枚複写）
・ 共有者一覧表＜3名以上の共有名義で入札の場合＞
・ 委任状＜代理人による入札の場合＞
・ 役員一覧【法人による入札の場合に必要】
・ 振込依頼書（3枚複写）
・ 入札関係書類提出用封筒（茶色）
・ 入札書提出用封筒（ピンク色）

※　入札関係書類については、今回配付された書類を必ず使用し、前回までの書類は使用しないでください。
　なお、入札書、役員一覧、共有者一覧表、委任状は、北海道財務局ホームページからも取得できます。

※　入札書等の作成にあたっては、ボールペン・万年筆等消えない筆記用具をご使用ください。（鉛筆等の消える筆記具は不可）

※　「入札書等提出方法」も、あわせてご確認ください。

＜単独名義での入札の場合＞

入　　札　　書

「入札保証金提出書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。
※記入漏れがあると無効となります。

北海道財務局長　　殿

入札者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１番

氏　名
（法人名、代表者の役職名・氏名）　株式会社　財務不動産
代表取締役　財務太郎

共有者　住　所

・

代理人　氏　名

回次・物件番号	回次		物件番号		
	1	－		○	○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

金　　額			十億			百万			千			円
			￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（金額の頭に「￥」マークを記入してください。）

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

「￥」マーク・金額を右詰めで記入します

注1　入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
注2　物件番号欄には、入札案内書の「入札物件一覧表」の物件番号を記載してください。
注3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。入札金額の訂正は無効となりますので、入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
注4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
注5　法人の場合、氏名欄には、会社の名称又は商号のほか、代表者の役職・氏名を記載してください。
注6　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
注7　共有者又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

「入札保証金提出書」の入札者との相違や金額欄の訂正などは、無効となりますのでご注意ください。
万年筆・ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。（鉛筆等の消える筆記具は不可）

＜単独名義での入札の場合＞

入札保証金提出書

２枚目も提出します

（2枚目）

入　札　保　証　金　振　込　証　明　書

（1枚目）

入　札　保　証　金　提　出　書

提出日を記入します

令和 ○○年 ○○月 ○○日

北 海 道 財 務 局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　殿

〒○○○ － ○○○○　TEL（011）○○○－○○○○

共有者・代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。
入札案内書を参照してください。

「入札書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者

住　　所　札幌市北区北８条西２丁目１番

ふりがな
氏　　名　株式会社　財務不動産　代表取締役　財務太郎

ふりがなの記入漏れにご注意ください

性　　別　男・女
生年月日　明治・大正　○○年○○月○○日
　　昭和・平成

個人の場合は、性別・生年月日を記入します

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入します。
（入札金額ではありません）
金額の訂正は、無効となります。
振込金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

￥　○○，○○○，○○○－

※受付日　　年　月　日
※受付番号　NO.
※整理番号　　年度第　号
※取扱者名

回次・物件番号	第　回	－	物件番号
	1		○○

回次・物件番号（入札物件一覧表の番号）を右詰めで記入します

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先			
	金融機関名	○○○	銀行・信用金庫・その他
		○○○	本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○○○○○○○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0－	番号を右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）カブシキガイシャ　ザイムフドウサン 株式会社　財務不動産	

金融機関に登録しているフリガナを忘れずに記入してください。

（注）　①　※印以外全て記入してください。（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）

「返還先」は、入札者本人の口座を指定してください。
落札者以外の方の入札保証金は、「返還先」欄に記入された口座に振り込みますので、お間違えのないよう正確に記入してください。

②　「金融機関名」「預金の種類」 欄の該当する項目を○で囲んでください。

インターネット銀行・外国の金融機関を利用される場合は、事前に
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官(011-709-3106)まで照会してください。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③　返還先の 「口座名義人氏名」 欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

④　必要事項を記入後、2枚目の入札保証金振込証明書に、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑤　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜共有名義での入札の場合＞

入　　札　　書

「入札保証金提出書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。
※記入漏れがあると無効となります。

北海道財務局長　　殿

入札者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１番

氏　名
（法人名、代表者の役職名・氏名）　財務　太郎　　持分 1/2

持分を記入します

共有者　住　所　　函館市新川町２５番１８号

共有者を○で囲む

代理人　氏　名　　北海　大助　　持分 1/2

回次・物件番号	回次		物件番号
	1	－	○○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

金　　額	十億			百万			千			円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（金額の頭に「￥」マークを記入してください。）

「￥」マーク・金額を右詰めで記入します

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

注1　入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
注2　物件番号欄には、入札案内書の「入札物件一覧表」の物件番号を記載してください。
注3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。入札金額の訂正は無効となりますので、入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
注4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
注5　法人の場合、氏名欄には、会社の名称又は商号のほか、代表者の役職・氏名を記載してください。
注6　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
注7　共有者又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

「入札保証金提出書」の入札者との相違や金額欄の訂正などは、無効となりますのでご注意ください。
万年筆・ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。（鉛筆等の消える筆記具は不可）

＜共有名義での入札の場合＞

入札保証金提出書

２枚目も提出します

（2枚目）

入　札　保　証　金　振　込　証　明　書

（1枚目）

入　札　保　証　金　提　出　書

提出日を記入します

令和 ○○年 ○○月 ○○日

北 海 道 財 務 局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　殿

共有者を○で囲んでください

〒○○○ － ○○○○　TEL（011）○○○－○○○○

共有者・代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。
入札案内書を参照してください。

「入札書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者

住　　所　札幌市北区北８条西２丁目１番　　函館市新川町２５番１８号

ふ り が な
氏　　名　財務（ざいむ）　太郎（たろう）　持分 1/2　　北海（ほっかい）　大助（だいすけ）　持分 1/2

ふりがな・持分の記入漏れにご注意ください

性　　別　男・女　　男
生年月日　明治・大正・昭和・平成　○○年○○月○○日　　昭和○○年○○月○○日

個人の場合は、**共有者全員の** 性別・生年月日を記入します

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入します。
（入札金額ではありません）
金額の訂正は、無効となります。
振込金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

￥　○○，○○○，○○○－

※受付日　　年　月　日
※受付番号　NO.
※整理番号　　年度第　号
※取扱者名

回次・物件番号	第　回	－	物件番号
	1		○○

回次・物件番号（入札物件一覧表の番号）を右詰めで記入します

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名	○○○	（銀行）・信用金庫・その他
		○○○	本店・（支店）・営業部
	預金の種類	（普通）・当座・通知・別段	
	口座番号	○○○○○○○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　　0－	番号を右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）　ザイム　タロウ 財務　太郎	

金融機関に登録しているフリガナを忘れずに記入してください。

（注）　①　※印以外全て記入してください。（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）

「返還先」は、共有者の口座からいずれかを指定してください。
落札者以外の方の入札保証金は、「返還先」欄に記入された口座に振り込みますので、
お間違えのないよう正確に記入してください。

②　「金融機関名」「預金の種類」 欄の該当する項目を○で囲んでください。

インターネット銀行・外国の金融機関を利用される場合は、事前に
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官(011-709-3106)まで照会してください。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③　返還先の 「口座名義人氏名」 欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

④　必要事項を記入後、2枚目の入札保証金振込証明書に、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑤　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜3名以上の共有名義で入札の場合＞

入　　札　　書

北 海 道 財 務 局 長　　殿

共有者のうち、１名を記載。ただし、「入札保証金提出書」の入札者欄と一致させてください。法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１番

氏　名
（法人名、代表者の役職名・氏名）　財務　太郎　　持分 1/2

持分を記入します

共有者　住　所

共有者を○で囲む

別紙「共有者一覧表」のとおり と記入してください。
「共有者一覧表」には、全員を記載してください。

代理人　氏　名　　別紙「共有者一覧表」のとおり

回次・物件番号	回次		物件番号	
	1	－	○	○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

金　　額	十億			百万			千			円
	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（金額の頭に「￥」マークを記入してください。）

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

「￥」マーク・金額を右詰めで記入します

注1　入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
注2　物件番号欄には、入札案内書の「入札物件一覧表」の物件番号を記載してください。
注3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。入札金額の訂正は無効となりますので、入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
注4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
注5　法人の場合、氏名欄には、会社の名称又は商号のほか、代表者の役職・氏名を記載してください。
注6　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
注7　共有者又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

「入札保証金提出書」の入札者との相違や金額欄の訂正などは、無効となりますのでご注意ください。
万年筆・ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。（鉛筆等の消える筆記具は不可）

＜3名以上の共有名義で入札の場合＞

入札保証金提出書

２枚目も提出します

（2枚目）

入　札　保　証　金　振　込　証　明　書

（1枚目）

入　札　保　証　金　提　出　書

提出日を記入します

令和 ○○年 ○○月 ○○日

北 海 道 財 務 局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　殿

共有者を○で囲んでください

〒○○○ － ○○○○　TEL（011）○○○－○○○○

共有者／代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。
入札案内書を参照してください。

共有者のうち、１名を記載。ただし、「入札書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者

住　　所　札幌市北区北８条西２丁目１番

ふりがな　ふりがな・持分の記入漏れにご注意ください

氏　　名　財務（ざいむ）　太郎（たろう）　持分 1/2　別紙「共有者一覧表」のとおり

ここに、別紙「共有者一覧表」のとおり と記入してください。
「共有者一覧表」には、全員を記載してください。

性　　別　男・女
生年月日　明治・大正・昭和・平成　○○年○○月○○日

個人の場合は、性別・生年月日を記入します

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入します。
（入札金額ではありません）
金額の訂正は、無効となります。
振込金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

￥　○○，○○○，○○○－

※受付日　　年　月　日
※受付番号　NO.
※整理番号　　年度第　号
※取扱者名

回次・物件番号	第　回	－	物件番号
	1		○○

回次・物件番号（入札物件一覧表の番号）を右詰めで記入します

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先	金融機関名	○○○	（銀行）・信用金庫・その他
		○○○	本店・（支店）・営業部
	預金の種類	（普通）・当座・通知・別段	
	口座番号	○○○○○○○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　0－	番号を右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	（ﾌﾘｶﾞﾅ）ザイム　タロウ 財務　太郎	金融機関に登録しているフリガナを忘れずに記入してください。

（注）　①　※印以外全て記入してください。（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）

「返還先」は、共有者の口座からいずれかを指定してください。
落札者以外の方の入札保証金は、「返還先」欄に記入された口座に振り込みますので、
お間違えのないよう正確に記入してください。

②　「金融機関名」「預金の種類」 欄の該当する項目を○で囲んでください。

インターネット銀行・外国の金融機関を利用される場合は、事前に
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官(011-709-3106)まで照会してください。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③　返還先の 「口座名義人氏名」 欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

④　必要事項を記入後、2枚目の入札保証金振込証明書に、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑤　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜3名以上の共有名義で入札の場合＞

共 有 者 一 覧 表

物件番号
○ ○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

該当する箇所に○を記入

（ふりがな） 氏　　名	持分	郵便番号　電話番号 住　　所	性別	生 年 月 日
ほっかい　だいすけ 北海　大助	○/○	〒○○○－○○○○ TEL（○○○）○○○－○○○○ 札幌市北区北８条西２丁目１番	男 女	明治・大正・昭和・平成 22 年 2 月 22 日
		〒　　TEL	男 女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		〒　　TEL	男 女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		〒　　TEL	男 女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日
		〒　　TEL	男 女	明治・大正・昭和・平成 年　月　日

法人の場合は、性別及び生年月日は記入不要です。

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

共有者は、必ず持分割合を記載してください。

（注） 3名以上の共有名義で入札される場合に必要です。

・「共有者一覧表」（3部必要です。）には、共有名義人（個人又は法人）の氏名等、持分、住所等を記入してください。（共有名義人が個人の場合は性別、生年月日も記入してください。）

・「入札書」、「入札保証金提出書」及び「入札保証金振込証明書」に「共有者一覧表」（各1部）をそれぞれ添付してください。

＜代理人による入札の場合＞

入　　札　　書

「入札保証金提出書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。
※記入漏れがあると無効となります。

北 海 道 財 務 局 長　　殿

代理人によって入札する場合には、「委任状」が必要となります。

入札に必要な書類のすべてを本人が記入し、本人以外の者が書類の持参のみを行う場合には、代理人には該当しませんので、委任状は不要です。

入札者　住　所　　札幌市北区北８条西２丁目１番

氏　名
（法人名、代表者の役職名・氏名）　財務　太郎

共有者　住　所　　旭川市宮前通東４１５５番３１

代理人　氏　名　　北海　花子

代理人を○で囲む

回次・物件番号	回次		物件番号		
	1	－		○	○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

金　　額			十億			百万			千			円
			￥	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（金額の頭に「￥」マークを記入してください。）

「￥」マーク・金額を右詰めで記入します

国有財産の一般競争入札案内書を承知のうえ、上記のとおり入札します。

注1　入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。
注2　物件番号欄には、入札案内書の「入札物件一覧表」の物件番号を記載してください。
注3　入札金額は、算用数字ではっきりと記載してください。入札金額の訂正は無効となりますので、入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
注4　一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
注5　法人の場合、氏名欄には、会社の名称又は商号のほか、代表者の役職・氏名を記載してください。
注6　代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載してください。
注7　共有者又は代理人による入札の場合は、該当する項目を○印で囲んでください。

「入札保証金提出書」の入札者との相違や金額欄の訂正などは、無効となりますのでご注意ください。
万年筆・ボールペン等消えない筆記用具で記入してください。（鉛筆等の消える筆記具は不可）

＜代理人による入札の場合＞

入札保証金提出書

２枚目も提出します

（2枚目）

入　札　保　証　金　振　込　証　明　書

（1枚目）

入　札　保　証　金　提　出　書

提出日を記入します

令和 ○○年 ○○月 ○○日

北 海 道 財 務 局
契　約　担　当　官
歳入歳出外現金出納官吏　殿

代理人を○で囲んでください

〒○○○ － ○○○○　TEL（011）○○○－○○○○

共有者・代理人
※該当する場合は○印で囲んでください。
入札案内書を参照してください。

「入札書」の入札者欄と一致させてください。
法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

入札者

住　所　札幌市北区北８条西２丁目１番

旭川市宮前通東４１５５番３１

ふりがな

氏　名　財務（ざいむ）　太郎（たろう）

北海（ほっかい）　花子（はなこ）

ふりがなの記入漏れにご注意ください

ここに代理人の住所・氏名を記載してください。

性　別　男・女
生年月日　明治・大正・昭和・平成　○○年○○月○○日

個人の場合は、性別・生年月日を記入します

※法人の場合は、性別・生年月日の記入は不要です。別途役員一覧を提出してください。

下記の金額を国有財産入札保証金として提出します。

（振　込　金　額）

金融機関で振り込んだ入札保証金の額を記入します。
（入札金額ではありません）
金額の訂正は、無効となります。
振込金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

￥　○○，○○○，○○○－

※受付日　　年　月　日
※受付番号　NO.
※整理番号　　年度第　号
※取扱者名

回次・物件番号	第　回	－	物件番号
	1		○○

回次・物件番号（入札物件一覧表の番号）を右詰めで記入します

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

返還先			
	金融機関名	○○○	銀行・信用金庫・その他
		○○○	本店・支店・営業部
	預金の種類	普通・当座・通知・別段	
	口座番号	○○○○○○○	右詰めで記入してください。
	ゆうちょ銀行記号・番号	1　0－	番号を右詰めで記入してください。
	口座名義人氏名	(ﾌﾘｶﾞﾅ)　ザイム　タロウ 財務　太郎	

金融機関に登録しているフリガナを忘れずに記入してください。

（注）①　※印以外全て記入してください。（ゆうちょ銀行の場合、支店等の記入は不要です。）

「返還先」は、入札者本人又は代理人の口座を指定してください。
なお、共有名義で代理人を通じて入札する場合は、共有者の口座のいずれか又は、代理人の口座を指定してください。
落札者以外の方の入札保証金は、「返還先」欄に記入された口座に振り込みますので、正確に記入してください。

②　「金融機関名」「預金の種類」 欄の該当する項目を○で囲んでください。

インターネット銀行・外国の金融機関を利用される場合は、事前に
北海道財務局 管財部 第2統括国有財産管理官(011-709-3106)まで照会してください。

なお、ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振込みできません。

③　返還先の 「口座名義人氏名」 欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。

④　必要事項を記入後、2枚目の入札保証金振込証明書に、入札保証金を振り込んだ際に受領した、保管金受入手続添付書（取扱店領収印のあるもの）を貼り付けてください。

⑤　法人による入札の場合は、別途「役員一覧」を提出してください。

＜代理人による入札の場合＞

※ 入札に必要な書類のすべてを本人が記名し、本人以外の者が書類の持参のみを行う場合には、代理人には該当しませんので、委任状は不要です。

委 任 状

代 理 人

住　　所　函館市新川町２５番１８号

氏　　名　北　海　大　助

法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

電 話 番 号　△△△－△△△－△△△△

私は、上記の者を代理人と定め、下記国有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

回　　次	物 件 番 号
第1回期間入札	○　○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

提出日を記入します

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

委 任 者

住　　所　札幌市北区北８条西２丁目１番

氏　　名　財　務　太　郎　　実印　（＊）

電 話 番 号　○○○－○○○－○○○○

法人の場合は、代表取締役印の押印が必要です。
また、印鑑証明書を添付してください。

（＊） 委任者は、発行後3ヶ月以内の印鑑証明書を添付してください。

※ 委任者が海外に在住していることにより印鑑証明書が添付できない場合、次の書類が必要になります。
・日本人の場合は、当該日本大使館等の在外公館が発行するサイン証明
・外国人・法人の場合は、本国の主務機関・公証人等で本人のサインが証明できるもの（日本語訳付）
（注） 日本語訳は誰が行っても構いませんが、訳文の下に訳者の記名が必要となります。

【法人による入札の場合に提出】

役　員　一　覧

回　次	1	物件番号		○	○

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

法人名　株式会社　財務不動産

役職名	（フリガナ） 氏　名	性別	住　所	生年月日
代表取締役	（ザイム　タロウ） 財務　太郎	男・女	〒○○○－○○○○ 札幌市北区北８条西２丁目１番	明治・大正 昭和・平成　11年11月11日
取締役	（ホッカイ　ダイスケ） 北海　大助	男・女	〒○○○－○○○○ 函館市新川町２５番１８号	明治・大正 昭和・平成　12年12月12日
取締役	（ホッカイ　ハナコ） 北海　花子	男・女	〒○○○－○○○○ 旭川市宮前通東４１５５番３１	明治・大正 昭和・平成　20年11月1日
取締役	（サッポロ　ハルコ） 札幌　春子	男・女	〒○○○－○○○○ 釧路市幸町１０丁目３番地	明治・大正 昭和・平成　23年6月30日
監査役	（コクユウ　イチロウ） 国有　一郎	男・女	〒○○○－○○○○ 小樽市港町５番２号	明治・大正 昭和・平成　33年3月3日
支配人	（ホッカイ　ジロウ） 北海　次郎	男・女	〒○○○－○○○○ 北見市青葉町６番８号	明治・大正 昭和・平成　44年4月4日
	（　　） フリガナの記入漏れに注意願います	男・女	〒　　－ 「○」の記入漏れに注意願います	明治・大正 昭和・平成　年　月　日
	（　　）		〒　　－	明治・大正 昭和・平成　年　月　日
	（　　）	男・女	〒　　－	明治・大正 昭和・平成　年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日
		男・女		明治・大正 昭和・平成　年　月　日

・法人登記の登記事項証明書に記載されている役員全員を記載してください。（監査役などの記載漏れがないようにしてください。）

・支配人が契約を締結する場合には、その者も記載してください。

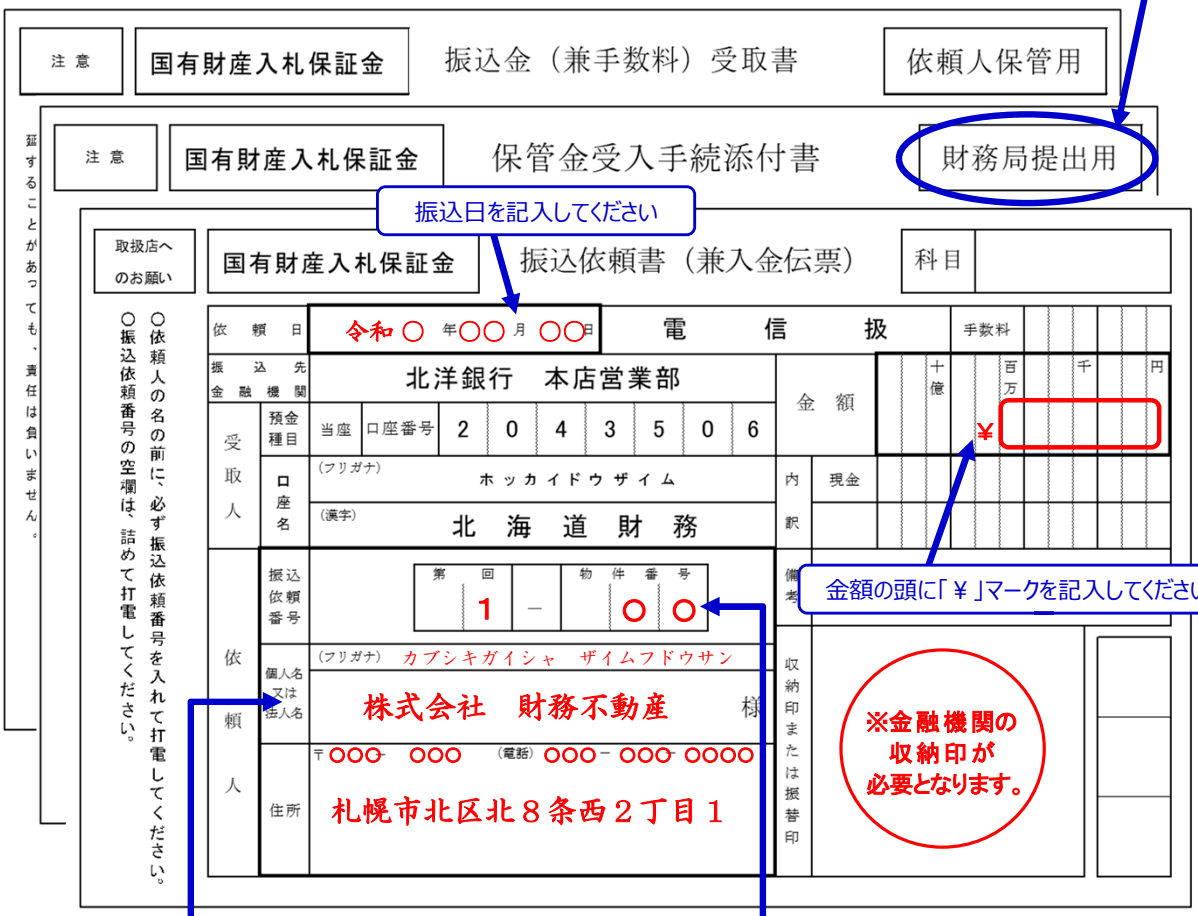
・本用紙に役員を書ききれない場合は、適宜コピーをとるなどして、使用願います。

※　本様式には、法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書）に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員を記載すること。

振込依頼書

最寄の金融機関（ゆうちょ銀行（郵便局）、インターネットバンキング、ＡＴＭを除く）からお振り込みください。

『振込依頼書』は３枚複写となっています。
２枚目の『保管金受入手続添付書』（財務局提出用）は、『入札保証金振込証明書』（２枚目）に貼付してください。



金額の頭に「￥」マークを記入してください

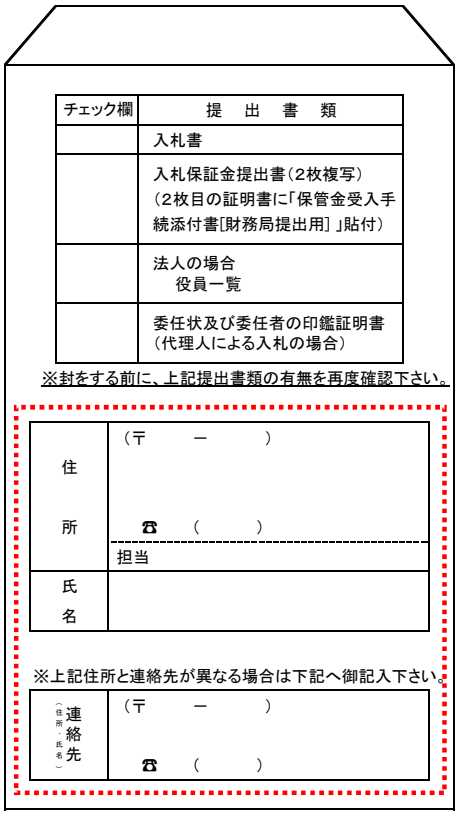
共有名義の場合の依頼人欄は、入札の際に代表となる個人名又は法人名及び住所を記入してください。

委任状に記載された代理人が入金する場合は、代理人であることが分かるように記入してください。

※ 記入例：「○○○代理人▲▲▲」 ○○○＝入札者名
▲▲▲＝代理人名

「入札物件一覧表」を確認のうえ、右詰めで記入してください。

入札関係書類提出用封筒（茶色）



チェック欄	提　出　書　類
	入札書
	入札保証金提出書（2枚複写） （2枚目の証明書に「保管金受入手続添付書[財務局提出用]」貼付）
	法人の場合 役員一覧
	委任状及び委任者の印鑑証明書 （代理人による入札の場合）

※封をする前に、上記提出書類の有無を再度確認下さい。

住所	（〒　　－　　） ☎　（　　） 担当
氏名	

※上記住所と連絡先が異なる場合は下記へ御記入下さい。

連絡先（住所・氏名）	（〒　　－　　） ☎　（　　）

⇒

入札者の住所・氏名・電話番号を記入してください

住所	（〒 ○○○ ― ○○○○ ） 札幌市北区北８条西２丁目１番 ☎　○○○　（○○○）○○○○ 担当　○○　○○
氏名	株式会社　財務不動産 代表取締役　財務 太郎

法人による入札で担当者がいる場合は、記入してください

連絡先（住所・氏名）	（〒 ○○○ ― ○○○○ ） ○○市○区○○条○○丁目○番○ ○○　○○ ☎　○○○　（○○○）○○○○

入札者の住所以外の場所に、入札結果通知等を送付する場合のみ記入してください

入札書提出用封筒（ピンク色）



入　札　書　提　出　用

入　札　書　在　中

北　海　道　財　務　局

物件番号等	第　回　―　物件番号
入札者名	

（注意）

1．この封筒には**入札書のみ**を入れて必ず封をすること。

2．入札書以外の添付書類は、この封筒と共に郵送用（茶）封筒に入れ、郵送（提出）すること。

3．物件番号等欄及び入札者名欄は必ず記載すること。
　記載がないもの、記載が誤っているものは、無効となる場合がありますので、入札案内書で必ず確認してください。

⇒

北　海　道　財　務　局

回次・物件番号を右詰めで記入してください。

物件番号等	第　回　1　―　物件番号　○　○
入札者名	株式会社　財務不動産 代表取締役　財務 太郎

・『入札書』の入札者氏名と一致させてください。

・法人の場合は、①法人名、②代表者の役職名・氏名を記入してください。

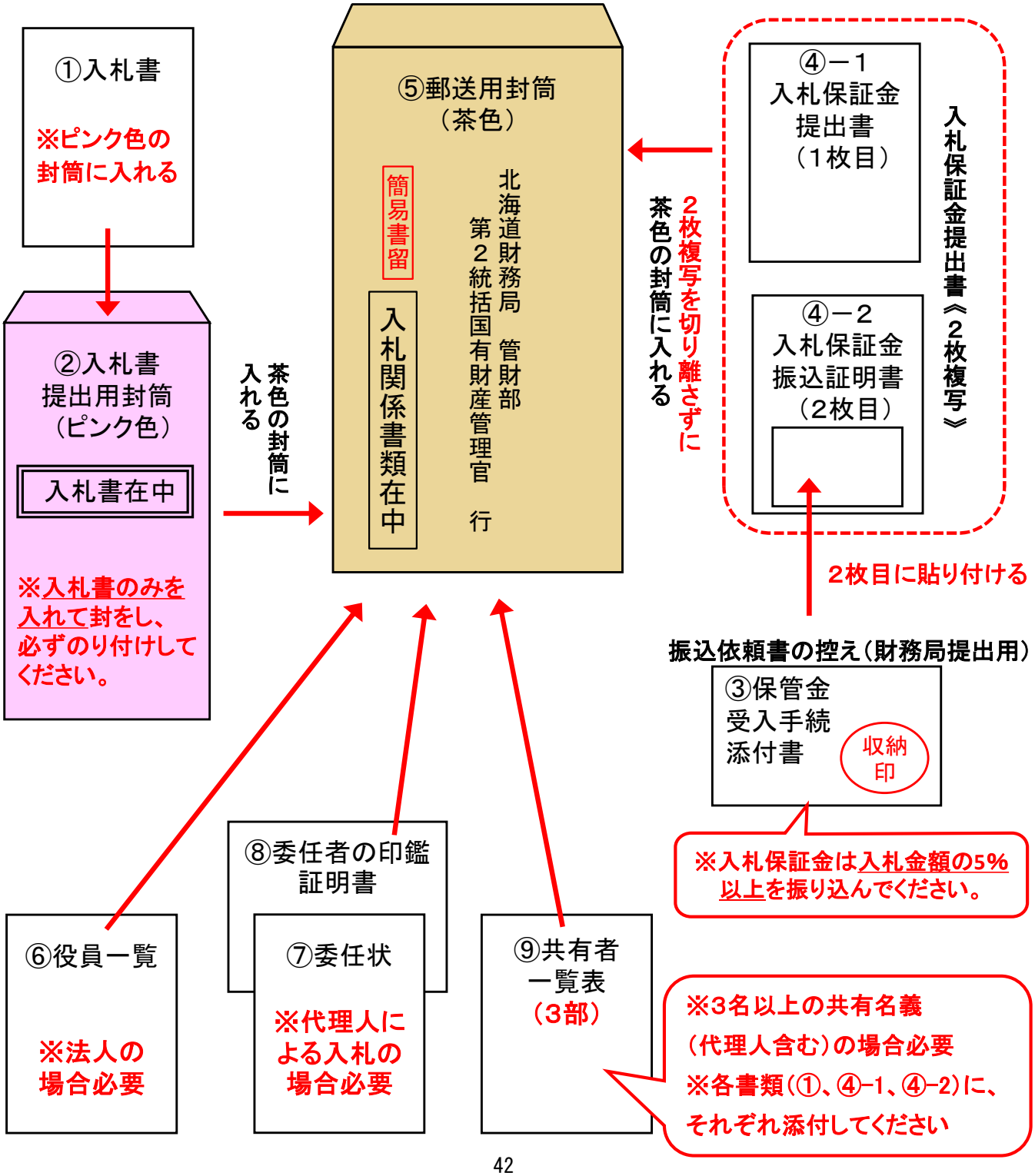
・共有名義による入札の場合は、共有者の氏名も記入してください。

入札書等提出方法

※　各書類の記載方法については、「入札書等記載方法」をご確認ください。

提出書類

①入札書
②入札書提出用封筒（ピンク色）
③保管金受入手続添付書（財務局提出用）
④－１　入札保証金提出書
④－２　入札保証金振込証明書
⑤郵送用封筒（茶色）
⑥役員一覧（※法人の場合）
⑦委任状（※代理人による入札の場合）
⑧委任者の印鑑証明書
⑨共有者一覧表（3名以上の共有名義（代理人含む）の場合）



提出書類のチェックリスト

☞ 入札関係書類を提出する前にチェックリストとして、ご活用ください。

1. 提出書類の確認

①入札書

- □ 入札書の住所・氏名の記入漏れはありませんか？（個人の場合）
- □ 入札書の住所・法人名・代表者の役職名及び氏名の記入漏れはありませんか？（法人の場合）
- □ 「物件番号」の記入を忘れていませんか？
- □ 入札金額欄に、「￥マーク」の記入を忘れていませんか？
- □ 入札金額は、桁間違いがなく、きちんと欄内に記入していますか？
- □ 入札金額を訂正していませんか？（訂正等があっても無効となります。）
- □ 最後にもう一度、入札金額を確認しましたか？
- □ 入札金額は、入札保証金額の20倍を超えていませんか？（20倍を超える場合は、無効となります。）
- □ 入札金額は、最低売却価格以上ですか？（最低売却価格に満たない入札は、無効となります。）
- □ 入札書を「入札書提出用封筒（ピンク色）」に入れて糊付けしましたか？

②入札保証金提出書（1枚目）

- □ 入札保証金額（振り込んだ金額）を記入していますか？
- □ 入札金額の5%以上を振り込んでいますか？
- □ 回次・物件番号は記入していますか？
- □ 入札保証金をお返しする場合の口座は記入していますか？
 - □ 単独名義での入札の場合は、入札者本人の口座名義になっていますか？
 ※配偶者の口座名義も不可
 - □ 共有名義での入札の場合は、共有者のうち、いずれか1者の口座名義になっていますか？
 - □ 代理人による入札の場合は、入札者本人、代理人若しくは共有者のうち、いずれか1者の口座名義になっていますか？

③入札保証金振込証明書（2枚目）

- □ 振込依頼書の2枚目（保管金受入手続添付書 「財務局提出用」 ）を貼り付けていますか？
- □ 貼付ける振込依頼書は、所定の用紙を使用していますか？
 ※金融機関の用紙やATMの振込依頼書は無効となります。

④役員一覧（法人による入札の場合）

- □ 役員一覧には、法人登記の現在事項全部証明書に記載されている役員（支配人が契約を締結する場合には、その者も含む）全員について、必要事項が記入されていますか？

⑤委任状（代理人による入札の場合）

□ 委任状に入札者（委任者）の実印を押印していますか？
□ 上記実印の印鑑証明書を添付していますか？

2. 名　義

①入札書と入札保証金提出書

□ 両書類の「入札者」の住所・氏名は一致していますか？
　※法人の場合は、法人名と代表者の氏名がともに一致する必要があります。
□ 共有名義の場合、両書類とも共有名義で記入されていますか？
　また、両書類とも持分割合を記入していますか？
□ 代理人による入札の場合、「入札者」と「代理人」を記入しましたか？
□ 個人による入札の場合、入札保証金提出書に入札者の性別・生年月日が記入されていますか？
　※法人による入札の場合は、「役員一覧」の提出が必要です。

3. 封筒及び郵送方法の確認

①入札書提出用封筒（ピンク色）

□ 入札書のみを「入札書提出用封筒（ピンク色）」に入れましたか？
□ きちんと糊付けしましたか？

②郵送用封筒（茶色）

□ 「入札書提出用封筒（ピンク色）」、入札保証金提出書などの提出書類が同封されているか、
　再確認しましたか？
□ 封筒に差出人の住所・氏名を記入しましたか？
□ 切手は貼りましたか？

③郵送の確認

□ 簡易書留郵便
　※郵便局の窓口で簡易書留による郵送手続きをしましょう。



よくあるご質問(Q&A)



Q１．入札関係書類をインターネットから入手できますか？

Ａ：「入札書」「役員一覧」「共有者一覧表」「委任状」については入手することができますが、入札関係書類には、封筒や複写式用紙が含まれておりますので、北海道財務局、各財務事務所・出張所で関係書類を入手してください。また、郵送もしておりますので、北海道財務局 管財部 第２統括国有財産管理官までご連絡ください。なお、お届けまでに日数が掛かる場合がございますので、余裕を持ってお申込みください。

Q２．入札書や入札保証金提出書の金額を書き損じてしまった場合、どうしたらいいでしょうか？

Ａ：必ず新しい用紙に書き直してください。新しい用紙を入手していただき、正しい内容に書き直してください。金額訂正は訂正印がある場合でも無効となります。

Q３．入札者本人に代わって、入札関係書類を持参する場合も委任状が必要ですか？

Ａ：入札に必要な書類のすべてを入札者本人が記名し、入札者本人以外の者が書類の持参のみを行う場合は、必要ありません。そのほか、次の場合も委任状は必要ありません。
①入札者名義が法人で、社員が入札関係書類を持参する場合
②共有名義での入札で、共有者のうちの１者が入札関係書類を持参する場合

Q４．共有名義２名で入札したいのですが、「共有者一覧表」は必要ですか？

Ａ：２名様までは入札書等に記入は可能ですが、３名様以上の共有名義では記入ができませんので、「共有者一覧」を作成していただく必要があります。

Q５．入札保証金は、最低売却価格の５％ですか？

Ａ：最低売却価格の５％ではありません。
入札する金額（最低売却価格以上の金額）の５％以上（円未満切上）です。

Q６．入札保証金を振り込んだが、入札書の提出をやめて、入札を辞退することはできますか？

Ａ：入札書の提出前であれば辞退は可能ですが、入札保証金の還付を受けるためには、入札保証金提出者等（振込金返還請求者）が振込みをした金融機関に対して組戻手続を行わなければなりません。詳細については、第２統括国有財産管理官までお問い合わせください。

Q７．誤ってＡＴＭで入札保証金を振り込んでしまった場合、どうしたらいいでしょうか？

Ａ：取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」（財務局提出用）の提出がないため無効となります。再度、入札保証金が必要となりますので、所定手続きを執られるようお願いします。また、誤ってＡＴＭで振り込まれた入札保証金の返還は、上記Ｑ６と同様の手続が必要となります。

Ｑ８．入札書を提出した後、入札を取消しすることはできますか？

Ａ：入札受付期間内であっても、一度提出した入札書の取消し、記入内容の変更、辞退については、いかなる理由であってもできません（入札要領第 7 条参照）。また、落札された場合で、期日までに契約されない場合には、入札保証金は国庫に帰属（いわゆる没収）することとなりますので、入札しようとする場合には、提出前に十分その点も承知の上で参加してください。

Ｑ９．開札会場は、誰でも入場できますか？

Ａ：入場できません。開札会場へ入場できる方は、入札者本人又はその代理の方等、関係者のみです。開札会場の受付において、入札者と物件番号を確認しますので、入場される場合には、必ず「受付票」を持参してください。（「国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内」 9. 入札の手順 参照 ）

Ｑ１０．入札に参加した者ですが、開札結果の確認方法は、どのようなものがありますか？

Ａ：以下の方法により確認可能です。（いずれの方法も落札者は公表しません。）
①開札会場にお越しいただく方法
②開札日の翌日午前９時以降にお電話でご確認いただく方法（物件番号と受付票番号をお知らせください。）
③入札結果通知書でご確認いただく方法（開札日の翌日に発送予定です。）
④北海道財務局ホームページにてご確認いただく方法（ホームページ掲載は、数日後となります。）

Ｑ１１．売買代金の支払い方法は、どのようなものがありますか？

Ａ：次の２通りがあります。
①売買契約締結と同時に全額を納付していただく方法
②売買契約締結の際に、契約保証金を納付していただく方法
（「国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内」 14. 売買代金の支払方法 参照 ）

Ｑ１２．売買契約締結時に、売買代金のほかに必要な費用はありますか？

Ａ：売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約締結の履行に関して必要な費用があります。また、印鑑証明書及び個人の場合は住民票抄本、法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書が必要となります。（「国有財産の一般競争入札（期間入札）のご案内」 13. 契約の締結等 参照）

Ｑ１３．落札に至らなかった物件の今後の売却予定を教えてください。

Ａ：原則として、「すぐに購入できる物件」として、先着順により売却を行う予定です。ただし、物件によっては、先着順の売却を行わない場合もあります。
詳細については、後日、北海道財務局のホームページでお知らせします。
※メールマガジンの配信サービスも行っておりますので、是非ご登録の上、ご利用ください。

※その他、ご不明な点がありましたら、
北海道財務局 管財部 第２統括国有財産管理官（011-709-3106）までご連絡ください。

物件調書・図面について

・　物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。これに基づいて、現地確認及び供給処理施設の状況や各種法令に基づく諸規制等の関係機関への照会など、入札参加者ご自身により必ず事前調査を行ってください。

　なお、現地確認のため国有地に立ち入る場合は、周辺住民の迷惑とならないようにご配慮願います。

・　**物件は、現状有姿の引渡しとなりますのでご了承ください。**

　物件は、現状有姿（あるがままのすがた）での引渡しとなります。したがって、当該土地に設置されている鋼管柵、現地看板のほか、その他工作物や樹木等が存在する場合や越境物がある場合についても、現状のまま引き渡します。

　従いまして、購入した物件を利用する際の整備（整地、樹木の伐採・抜根、越境物の撤去・移動、地盤改良等）は、すべて購入者ご自身で実施する必要があります。

・　案内図、概要図及び平面図は、現状と異なる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

・　開発等（建築を含む）にあたっては、都市計画法、建築基準法、各地方公共団体の条例等により指導がなされる場合もありますので、関係各機関にご照会ください。

・　上水道にあっては配水管本管、下水道にあっては公共汚水桝、都市ガスにあっては本管と建物を結ぶための工事費（加入金・諸経費を含む）は、自己負担となります。

・　各種供給処理施設（上水道、下水道、都市ガス、電気等）の使用にあたっては、そのほとんどが現時点で使用されていないため、原則として使用できないものとして取り扱っています。実際の使用の可否、上水道給水加入金の要否等については、入札参加者ご自身により事前調査を行ってください。

・　上水道・下水道・都市ガスの引き込みを行う場合で、道路の舗装、インターロッキング、ロードヒーティング等を復旧するための費用、街路樹の移動や縁石の切り下げ工事に要する費用は、原則として原因者の負担となります。また、道路管理者が工事の内容に制限を加えたり、工事の許可をしない場合があります。

・　上水道・下水道・都市ガスの供給について、平均的な需要を超える場合には、供給が不可能又は工事費の大半が原因者負担となる場合があります。

・　下水道の公共汚水桝は、管理者の所有物となりますが、道路敷地に設置されている場合と宅地内に設置されている場合があります。また、一つの公共汚水桝を隣接する宅地と共同で利用する場合もあります。

物件調書の補足説明事項

所　在　地

所在地は、物件の不動産登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

住 居 表 示

１　住居表示は、物件所在地の街区を記載しています。

２　住居表示が実施されていない場合には、「同所」と記載しています。

現況地目及び面積

１　現況地目は、登記簿地目ではなく、その物件の現況の地目を記載しています。

２　面積は、物件の実測面積を記載しています。

接面道路の状況

１　本物件調書においては、物件に接面する通行の用に供されているもののうち、道路法又は建築基準法上の道路及び公共団体管理道路を接面道路として記載しています。

２　本物件調書における「建築基準法上の道路」とは、建築基準法（第３章　都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途）第４２条第１項各号に該当する幅員４ｍ（特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、６ｍ。第２項及び第３項において同じ。）以上のものをいいます。

なお、都市計画区域及び準都市計画区域内で建築物を建築する場合は、物件が建築基準法第４２条に規定する道路に２ｍ以上接しなければなりません。

本物件調書における建築基準法上の道路には、以下のものがあります。

（１）建築基準法第４２条第１項第１号道路

道路法による道路。

（２）建築基準法第４２条第１項第２号道路

都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第６章　防災街区整備事業に限る。）により整備された道路。

（３）建築基準法第４２条第１項第３号道路

建築基準法第３章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道。

（４）建築基準法第４２条第１項第４号道路

道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第６章　防災街区整備事業に限る。）による新設又は変更の事業計画のある道路で、２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの。

（５）建築基準法第４２条第１項第５号道路（位置指定道路）

土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（第６章　防災街区整備事業に限る。）によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの。

（６）建築基準法第４２条第２項道路（みなし道路）

建築基準法第３章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる幅員４ｍ未満の道で、特定行政庁の指定したものは、本条第１項の規定にかかわらず同項の道路とみなし、その中心線からの水平距離２ｍ（第１項の規定により指定された区域内においては、３ｍ）の線をその道路の境界線とみなします。

ただし、当該道がその中心線からの水平距離２ｍ未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等の道の側の境界線及びその境界線から道の側に水平距離４ｍ（又は６ｍ）の線をその道路の境界線とみなします。

（７）建築基準法第４２条第３項道路

土地の状況によりやむを得ない場合において、特定行政庁は、建築基準法第４２条第２項道路の境界線の位置を、中心線からの水平距離については１．３５ｍ

以上２ｍ（本条第１項の規定により指定された区域内においては、３ｍ）未満の範囲内において、別に指定することができます。

また、本条第２項に規定するがけ地等の境界線からの水平距離については、2.7ｍ以上４ｍ（本条第１項の規定により指定された区域内においては、６ｍ）未満の範囲内において、別に指定することができます。

（８）建築基準法外道路

建築基準法第４２条に規定する道路以外の道路。

物件がこの道路にのみ接している場合、原則として建物建築はできません。

※　本物件調書の「接面道路の状況」欄では、「建築基準法」を省略して、「法」と記載しています。

例：「法第４２条第１項第１号道路」

…建築基準法第４２条第１項第１号道路を指します。

：「法外道路」

…建築基準法に該当しない道路を指します。

法令に基づく制限

【留意事項】

本資料に記載した法令等の内容は作成時点のものです。法令改正、条例改正その他制度変更により、規制内容、届出又は許可等の手続が変更される場合がありますので、土地の取得又は利用を計画する際は、最新の法令等及び関係行政機関の案内をご確認ください。

１　都市計画法・建築基準法

（１）市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域内（非線引）・都市計画区域外・都市計画区域外（準都市計画区域）

都市計画法で定められた物件の区域を記載しています。

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を指定し、必要に応じてその区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めています。

「市街化区域」は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいいます。

「市街化調整区域」は、市街化を抑制すべき区域をいいます。

「都市計画区域内（非線引）」は、都市計画区域において、市街化・市街化調整区域の別が定められていない区域をいいます。

「都市計画区域外」とは、都市計画区域が定められていない区域をいいます。

「都市計画区域外（準都市計画区域）」とは、都市計画区域外において都道府県が、土地利用に関して必要に応じて指定する区域をいいます。

（都市計画法第５条・第５条の２・第７条）

（２）用途地域

都市計画法で定められた物件の用途地域を記載しています。

用途地域は大きく分けて、住居系、商業系、工業系の３つに分けられ、これらの中から、その地域にふさわしいものが定められています。

（都市計画法第８条第１項）

① 用途規制

建築基準法では、それぞれの用途地域で建築できる建築物を制限しています。

（建築基準法第４８条）

	用途地域	建築してはならない建築物
住居系	第一種低層住居専用地域	住宅・店舗兼用住宅・小・中・高等学校・図書館・公衆浴場・診療所・老人ホーム・その他公益上必要な建築物等以外のもの
	第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域適格建築物・一定の店舗等以外のもの
	第一種中高層住居専用地域	第二種低層住居専用地域適格建築物・大学・病院・老人福祉センター・一定の店舗及び自動車車庫等以外のもの
	第二種中高層住居専用地域	工場・倉庫業用倉庫・劇場・映画館・料理店・キャバレー・パチンコ屋・麻雀屋・ホテル・旅館・ボーリング場・自動車教習所・カラオケボックス・個室付浴場等
	第一種住居地域	第二種住居地域不適格建築物・パチンコ屋・麻雀屋・カラオケボックス等
	第二種住居地域	一定の工場及び作業場・一定の危険物の貯蔵又は処理施設・劇場・映画館・料理店・キャバレー・ナイトクラブ・個室付浴場・倉庫業用倉庫・一定規模以上の自動車車庫等
	準住居地域	近隣商業地域不適格建築物・一定の工場及び作業場・一定の危険物の貯蔵又は処理施設・一定の劇場・一定の映画館等
	田園住居地域	第二種低層住居専用地域適格建築物・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの・農業の生産資材の貯蔵に供するもの・地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする一定の店舗その他の農業の利便を増進するために必要な一定の店舗及び飲食店等以外のもの
商業系	近隣商業地域	商業地域不適格建築物・料理店・キャバレー・ナイトクラブ・個室付浴場等
	商業地域	一定の危険物の貯蔵又は処理施設・一定の工場（騒音、火災、危険等のおそれがやや多いもの）等

工業系	準工業地域	一定の危険物の貯蔵又は処理施設・一定の工場（騒音、火災、危険等の著しいもの）・個室付浴場等
	工業地域	ホテル・旅館・料理店・キャバレー・個室付浴場・劇場・映画館・学校・病院等
	工業専用地域	工業地域不適格建築物・住宅・店舗・飲食店・図書館・ボーリング場・パチンコ屋・麻雀屋・スケート場・老人ホーム等

② 第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域における制限

（ア） 建築物の高さの制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、原則として、建築物の高さが１０ｍ又は１２ｍまでに制限されています。

（１０ｍ又は１２ｍのいずれかについては都市計画で定められます。）

（都市計画法第８条第３項、建築基準法第５５条）

（イ） 外壁の後退距離

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域においては、必要に応じて、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の限度（１．５ｍ又は１ｍ）が定められる場合があります。

（１．５ｍ又は１ｍのいずれかについては都市計画で定められます。）

（都市計画法第８条第３項、建築基準法第５４条）

③ 建築物の敷地面積

用途地域においては、必要に応じて、建築物の敷地面積の最低限度が２００㎡以内の範囲で定められる場合があります。

（最低限度の数値は都市計画で定められます。）

（都市計画法第８条第３項、建築基準法第５３条の２）

④ 建築物の各部分の高さ

（ア） 道路斜線制限

都市計画区域内の全ての地域において、建築物の建築にあたっては、前面道路の反対側の境界線から、建築物の敷地の上空に向かって用途地域別に定められた勾配の斜線で引かれた範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第５６条）

（イ） 隣地斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域以外の都市計画区域内において、建築物の建築にあたっては、上方の空間を確保するため、隣地境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第５６条）

（ウ）　北側斜線制限

第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域及び第一種・第二種中高層住居専用地域（第一種・第二種中高層住居専用地域においては日影規制の対象地を除く）において、建築物の建築にあたっては、隣地の南側の敷地の日照・採光・通風等を保護するため、敷地北側境界線における一定の斜線の範囲内で建築しなければなりません。

（建築基準法第５６条）

⑤　日影による中高層の建築物の高さの制限（日影規制）

商業地域・工業地域・工業専用地域を除く都市計画区域のうち、地方公共団体が条例で定める一定の区域においては、一定規模以上の建築物の建築にあたって、周辺敷地の日照を保護するため、建築物の高さが制限されます。

なお、日影規制の適用対象区域外においても、一定規模以上の建築物で、冬至日において日影規制の適用対象区域内に日影を生じさせるものは、適用対象区域内にある建築物とみなされ、規制の対象となります。

（建築基準法第５６条の２）

（３）地域・地区

物件が都市計画法及び建築基準法で定められた地域・地区等に所在する場合に記載しています。

開発・造成・建築等の制限については、主な適用法令等を「その他」欄に記載しています。

ただし、用途地域、高度地区、防火地域・準防火地域については、それぞれ別欄に記載しています。

（都市計画法第８条第１項・第１２条の４、建築基準法第６８条の２）

（４）建蔽率

建築基準法で定められた建蔽率を記載しています。

（建築基準法第５３条）

（５）容積率

建築基準法で定められた容積率を記載しています。

（建築基準法第５２条）

・「地区計画等による制限あり」

物件が都市計画法等で定められた地区計画（地域・地区・区域）等に所在することにより制限される建蔽率・容積率と、建築基準法で定められた建蔽率・容積率（物件調書の「建蔽率」「容積率」欄に記載している建蔽率・容積率）をそれぞれ比較し、小さい方の数値がその物件の建蔽率・容積率の上限となります。なお、地区計画等の詳細については、関係各機関にご照会ください。

・「道路幅員による制限あり」

物件の前面道路の幅員が１２ｍ未満の場合において、次に掲げる数値（①又は②）を物件の指定容積率（物件調書の「容積率」欄に記載している容積率）と比較し、小さい方の数値がその物件の基準容積率（容積率の上限）となります。

① 用途地域が、第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域

・ 前面道路の幅員（単位：メートル）に４／１０を乗じたもの （特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域は、６／１０）

② 用途地域が上記以外の場合及び都市計画区域で用途地域の指定のない区域

・前面道路の幅員（単位：メートル）に６／１０を乗じたもの

物件が複数の道路に接している場合は、最も幅員の広い道路を前面道路として計算します。また、幅員が４ｍ未満の場合は、幅員４ｍとして計算します。

ただし、前面道路の幅員が１２ｍ未満の場合でも、接道の状況等により上記容積率の制限が緩和される場合がありますので、関係各機関にご照会ください。

（計算例）：第一種住居地域で指定容積率が２００％、前面道路の幅員が４ｍの場合

４ｍ（前面道路の幅員）×４／１０＝１６０％

２００％＞１６０％ → 基準容積率１６０％

（建築基準法第５２条）

（６）高度制限（〇〇高度地区・最高限高度地区・最低限高度地区）

高度地区とは、都市計画で定められた用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るために、建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められる地区です。

なお、高度制限の詳細については、関係各機関にご照会ください。

（都市計画法第８条、建築基準法第５８条）

（７）防火指定

市街化区域の防災を図るため防火地域及び準防火地域が定められ、建築物の構造や規模について規制がなされています。

地　　域	建築物の用途、規模、構造	要求される構造
防火地域	階数３以上又は延べ面積 100 平方メートルを超える場合	耐火建築物
	その他の建築物	耐火又は準耐火建築物

準防火地域	階数４以上（除く地階）又は延面積が 1,500 平方メートル超の場合	耐火建築物
	延面積が 500 平方メートルを超え、1,500 平方メートル以下の建築物	耐火又は準耐火建築物
	階数３（除く地階）の場合	耐火又は準耐火建築物 政令で定める技術的基準に適合する建築物 （延面積 500 ㎡以下）
	木造の建築物	

（都市計画法第８条第１項第５号、建築基準法第６１条・第６２条）

２　「その他」

この欄では、各物件の造成・開発・建物の建築等に制限が課せられる主な適用法令等を記載しています。

なお、記載のない法令等により制限が課せられる場合もありますので入札参加者ご自身により、諸規則の状況等の調査を行ってください。

また、法令等の制限の概要につきましては、以下のとおり参考として抜粋したものを記載しておりますが、制限の詳細及びその他本欄に記載のない制限の概要につきましては、関係各機関にご照会ください。

・　都市計画法第８条（駐車場整備地区）

駐車場整備地区とは、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域若しくは準工業地域内において自動車交通が著しく集中する地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められた地区であり、その整備内容は市区町村のそれぞれの整備地区で定められています。

（駐車場法第３条第１項）

・　都市計画法第２９条・第３４条（開発行為の許可及び基準）

都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする場合は、物件の規模に応じて、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、市街化調整区域における開発行為については、併せて法第３４条の基準を満たさなければなりません。

ただし、許可の事前手続きとして、市区町村の定めた開発のための指導要綱の適用を受けなければならない場合があります。

・　都市計画法第５３条（都市計画施設・市街地開発事業）

都市計画施設（法第１１条第１項各号に掲げる施設）の区域又は市街地開発事業（一定の区域を総合的な計画に基づいて新たに開発し、あるいは再開発する事業）の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、「参考事項」欄に具体的な時期の記載のあるものを除いて、都市計画施設等

の事業施行時期は、「未定」となっています。

・　都市計画法第５８条（風致地区）

風致地区（都市の風致を維持するために定められた地区）内における建築物の建築、宅地の造成等については、地方公共団体の条例で規制がなされます。

風致地区内における次の行為は、あらかじめ地方公共団体の長の許可を受けなければなりません。

①　建築物の建築その他工作物の建設
②　宅地の造成
③　水面の埋立、干拓
④　木竹の伐採
⑤　土石の類の採取
⑥　その他

例）・・・〇〇風致地区条例　等

・　都市計画法第５８条の２・３（地区計画等）

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画です。

地区計画で方針が定められ、それに基づいて具体的なことを定めるのが地区整備計画です。

地区整備計画では、用途の制限、容積率の最高・最低限度、建蔽率の最高限度、敷地の面積・建築面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高・最低限度等が定められています。

地区整備計画が定められている区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行おうとする者は、着手する日の３０日前までに、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければなりません。

また、防災街区整備地区計画、沿道地区計画及び集落地区計画については、それぞれの密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、幹線道路の沿道の整備に関する法律及び集落地域整備法によって建築等の制限がなされます。

・　建築基準法第３９条（災害危険区域）

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体が条例で指定するもので、建築物の建築の禁止その他の制限がなされます。

・　建築基準法第４３条第１項、第２項（敷地等と道路との関係）

建築基準法第４２条に定める「道路」に２ｍ以上接していない敷地には、原則として建築物は建築できません。

ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物、その敷地が公共の用に供される幅員４ｍ以上の道に２ｍ以上接する建築物など、国土交通省令で定める基準に

適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、例外として建築することができます。

・　建築基準法第４９条（特別用途地区）

特別用途地区内では、都市計画法で定められた用途地域内での規制のほか、地方公共団体の条例により、建築物及び工作物の建築が制限されることがあります。

また、この地区内では、地方公共団体の条例により、国土交通大臣の承認を得て用途地域内での建築物及び工作物の建築制限が緩和されることがあります。

特別用途地区は、用途地域内において定めることができます。

・　建築基準法第５９条（高度利用地区）

高度利用地区内においては、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限が定められます。

ただし、主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であって、２階建以下でかつ地階を有しない建築物（容易に移転、除去することができるもの）は、この制限を受けません。

・　建築基準法第６９条・第７５条（建築協定）

建築協定は、一定区域の土地の所有者、地上権者、賃借権者が、その地域を住宅地などとして環境を改善するために行う建築基準についての協定で、市町村の条例により定められた区域において、特定行政庁の認可を受けて効力が発生します。

認可の公告がなされた建築協定は、公告の日以後、土地の所有者等になった者に対してもその効力が及ぶもので、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について制限がなされます。

・　建築基準法第８６条（一つの敷地とみなすこと等による制限の緩和）

建築基準法では、一敷地につき一建築物という規定がありますが、総合的な設計によって建築されるもので、特定行政庁が各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認可又は許可したものについては、厳格な敷地単位ではなく、一敷地内にあるとみなし、容積率、建蔽率、接道等の一定の建築制限を一体として適用することができます。

・　宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条（宅地造成等に関する工事の許可）・第２７条（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出等）・第３０条（特定盛土等又は土石堆積に関する工事の許可）

都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長、以下同じ。）は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害が生じるおそれが大きい市街地等区域を、宅地造成等工事規制区域として指定することができます。

宅地造成等工事規制区域内において、宅地造成等に関する工事を行おうとする工

事主は、工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域で、特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができます。

特定盛土等規制区域内において、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする工事主は、工事着手前に当該工事の計画を都道府県知事に届け出なければなりません。また、大規模な崖崩れ又は土砂の流出を生じさせるおそれが大きい工事の場合は、工事着手前に都道府県知事の許可を受けなければなりません。

※法附則（令和４年５月２７日法律第５５号）第２条において経過措置が設けられており、経過措置期間は旧法において宅地造成工事規制区域に指定されていた区域内における宅地造成工事については従前の例によるとされています。

・　旧宅地造成等規制法第８条（宅地造成工事の許可）

都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長）は、宅地造成に関する工事等について災害の防止のために必要な規制を行うことを目的として、関係市町村長の意見を聴き、宅地造成に伴いがけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を、宅地造成工事規制区域として指定することができます。

宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事を行おうとする造成主は、工事着手前に都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市の長）の許可を受けなければなりません。

・　土地区画整理法第７６条・第９９条（土地区画整理事業）

土地区画整理事業の施行認可の公告日以後、換地処分があった旨の公告がある日までは、施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更や建築物、その他の工作物の新築行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

また、仮換地が指定された場合には、従前の宅地を所有又は賃借権等を有していた者は、仮換地指定の効力発生の日から換地処分の公告の日まで、仮換地について従前の宅地に存する権利と同じ内容の使用収益権を取得する代わりに、従前の土地に存した使用収益権を停止されます。

・　農地法第３条（権利移転の許可）

農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は地上権等を設定若しくは移転する場合、当事者は、農業委員会の許可を受けなければなりません。

・　農地法第５条（転用を伴う権利移転の許可・届出）

農地を農地以外のものにするため、又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について所有権を移転し、又は地上権等を設定若しくは移転する場合、当事者は、都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受け

なければなりません。
　ただし、市街化区域内にある農地又は採草放牧地をあらかじめ農業委員会に届け出て、農地又は採草放牧地以外のものにする場合には、許可は必要ありません。

・　農業振興地域の整備に関する法律第１５条の２
（農用地区域内における開発行為の制限）
　農用地区域内において開発行為をしようとする場合は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。
　また、農用地区域は、市町村がその区域内にある農業振興地域において定める、耕作又は養育の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地等として利用すべき土地の区域をいいます。
　市町村は、農用地区域についてその利用計画（農用地利用計画）を定めています。

・　文化財保護法第９３条（〇〇遺跡）
　土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）を発掘しようとする場合には、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の６０日前までに文化庁長官（各地方公共団体等）に届け出なければなりません。
　また、周知の埋蔵文化財包蔵地に近接する土地、又はその予定区域内に所在する土地についても、事前に各地方公共団体等に照会又は協議が必要となる場合があります。

・　文化財保護法第１２５条（現状変更の制限）
　史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をする場合、あらかじめ文化庁長官（各地方公共団体等）の許可を受けなければなりません。
　ただし、現状変更については、維持をするための措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響が軽微である場合はこの限りではありませんが、事前に文化庁長官（各地方公共団体等）にご照会ください。

・　景観法第１６条（景観計画区域）
　景観計画区域とは、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その方針及び行為の制限に関する事項等を定めた計画の区域をいいます。
　景観計画区域内において、次の①～④の行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届けなければなりません。
　①　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若

しくは模様替又は色彩の変更

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

③ 開発行為及びその他政令で定める行為

④ 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観行政団体の条例で定める行為

・ 河川法第２６条（河川区域）

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

・ 河川法第５５条（河川保全区域）

河川保全区域とは、河川管理者が河岸又は河川管理施設を保全するため、河川区域の境界から５０ｍを超えない範囲で指定した区域をいいます。

河川保全区域内において土地の掘削等、土地の形状を変更する行為、又は工作物の新築・改築をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければなりません。

・ 水防法第１５条（浸水想定区域）

水防法第１４条に定める「洪水浸水想定区域」、同法第１４条の２に定める「雨水出水浸水想定区域」及び同法第１４条の３に定める「高潮浸水想定区域」をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

・ 海岸法第８条（海岸保全区域）

海岸保全区域とは、津波、高波、波浪、その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため、海岸管理者が指定する防護すべき海岸にかかる一定の区域であり、陸地においては春分の日の満潮時の水際線から５０ｍ以内、水面においては春分の日の干潮時の水際線から５０ｍ以内に指定されます。

海岸保全区域内において土石の採取、施設等の新設又は改築をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければなりません。

・ 津波防災地域づくりに関する法律第５３条（津波災害警戒区域）

都道府県知事は、国土交通大臣の定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができます。

・　津波防災地域づくりに関する法律第７３条・第８２条

（津波災害特別警戒区域内における特定開発行為の制限）

津波災害特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の許可を受けなければなりません。また、津波災害特別警戒区域内において、制限用途の建築物の建築をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は中核市の長）の許可を受けなければなりません。

・　航空法第４９条・第５６条の３（高さ制限）

公共の用に供する飛行場の進入表面、転移表面又は水平表面（法第２条第７項、第８項及び第９項で規定される表面）の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはなりません。

また、拠点空港及び地方管理空港のうち政令で定める空港の延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（法第５６条で規定する表面）の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはなりません。

・　自然公園法第２０条（特別地域）

環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に特別地域を指定することができます。

特別地域（特別保護地区を除く。）内においては、次の①～⑱の行為は、国立公園にあっては環境大臣の、国定公園にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはなりません。

①　工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
②　木竹を伐採すること。
③　環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。
④　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
⑤　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
⑥　環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺１キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
⑦　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
⑧　屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
⑨　水面を埋め立て、又は干拓すること。
⑩　土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
⑪　高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。

⑫　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
⑬　山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
⑭　環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜の放牧を含む。）。
⑮　屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
⑯　湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
⑰　道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
⑱　前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの。

・　自然公園法第３３条（普通地域）

普通地域とは、国立公園又は国定公園の区域のうち、特別地域及び海域公園地区に含まれない区域をいいます。普通地域内において、次の①～⑦の行為をしようとする者は、国立公園にあっては環境大臣に、国定公園にあっては都道府県知事に届け出なければなりません。

①　その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
②　特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
③　広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
④　水面を埋め立て、又は干拓すること。
⑤　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺１キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
⑥　土地の形状を変更すること。
⑦　海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺１キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

・　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条（急傾斜地崩壊危険区域）

都道府県知事は、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの、及びこれに隣接する土地のうち、

当該急傾斜地の崩壊が助長され又は誘発されるおそれがないようにするために一定の行為を制限する必要のあるものを急傾斜地崩壊危険区域として指定することができます。

急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の①～⑦の行為は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

① 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
② ため池、用水路その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
③ のり切、切土、掘削又は盛土
④ 立木竹の伐採
⑤ 木竹の滑下又は地引による搬出
⑥ 土石の採取又は集積
⑦ 上記①～⑥のほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

・ 地すべり等防止法第１８条（地すべり防止区域）

主務大臣は、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができます。

地すべり防止区域内においては、次の①～⑤の行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

① 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
② 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為
③ のり切又は切土で政令で定めるもの
④ ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良
⑤ 上記の①～④のほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
第９条・第１０条・第２４条～第２６条（土砂災害特別警戒区域）

都道府県知事は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法第２条第４号に規定する居室）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができます。

土砂災害特別警戒区域内では、建築が予定されている建築物の用途が住宅分譲や

社会福祉施設、学校及び医療施設など災害時要援護者施設の建築のための開発行為については、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、居室を有する建築物を建築等する場合は、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて建築確認を受けることが必要になります。そのほか、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、都道府県知事から土砂災害特別警戒区域から安全な区域に移転する等の勧告を受ける場合があります。

・　森林法第１０条の２（開発行為の許可）・第１０条の８（伐採の届出）

農林水産大臣は、全国の森林について、良好な自然環境の保全及び形成その他森林の有する公益的機能の維持増進を図るために、全国森林計画をたてなければなりません。また、森林の地勢その他の条件を勘案し、全国の森林をいくつかの区域に分けて森林計画区を定める必要があり、都道府県知事は、その森林計画区別に地域森林計画をたてなければなりません。

法第１０条の２においては、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいう。）で、面積が１ヘクタールを超える場合は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

なお、法第１０条の８においては、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採するには、森林所有者等は農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければなりません。

・　森林法第３４条（保安林における制限）

農林水産大臣は、水源のかん養・土砂の流出又は崩壊の防備等、特定の公共目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができます。

保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ立木を伐採してはなりません。また、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはなりません。

ただし、指定施業要件（立木の伐採の方法及び限度並びに立木を伐採した後において当該伐採跡地について行う必要のある植栽の方法、期間及び樹種をいう。）に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において間伐のため立木を伐採しようとする場合は、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、間伐立木材積、間伐方法その他農林水産省令で定める事項を記載した間伐の届出書を提出することとなっています。

また、指定施業要件に従い、伐採跡地について植栽をしなければならない場合が

あります。

・　土壌汚染対策法第４条（届出）

環境省令で定める規模以上の土地の掘削その他の土地の形質の変更をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の３０日前までに、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければなりません。

この規定による届出がなされた土地が、特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認められるときは、特定有害物質による汚染の状況について調査し、その結果を都道府県知事に報告する必要があります。

・　都市再生特別措置法第８８条・第１０８条（立地適正化計画）

立地適正化計画に記載された居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等の建築を目的とする開発行為等を行おうとする場合や、都市機能誘導区域外において、誘導施設の建築行為等を行おうとする場合は、当該行為に着手する日の３０日前までに、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければなりません。

・　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第１３条

（特別注視区域内における土地等に関する所有権等の移転等の届出）

重要土地等調査法において特別注視区域内にある一定の面積以上の土地及び建物に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約（予約を含む。）を締結する場合には、契約の当事者（売主・買主の双方）は、法令で定められた事項をあらかじめ内閣総理大臣に届け出なければなりません。

なお、同法第９条には注視区域内における土地等が重要施設等の機能を阻害する目的で利用されていた場合、内閣総理大臣から同法第８条に基づく勧告を経て必要な措置命令ができる規定があります。

・　〇〇条例（がけ）

一定以上の高さと勾配のあるがけに近接して建築物の建築、敷地の造成等を行う際には、建築物の位置、規模、構造等に制限を受ける場合や、安全な擁壁の構築が必要になる場合があります。

なお、対象となるがけの高さと勾配、制限の内容等は、各地方公共団体の条例によって異なります。

・　〇〇条例（路地状敷地）

建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合には、その敷地の路地状部分の幅員は、建築物の構造や用途、あるいは路地状部分の長さに応じて、各地

方公共団体の条例で定める一定の数値以上でなければなりません。

・　条例・指導要綱等

開発等（建築を含む）にあたっては、上記以外で「その他」欄に記載されているものについても、各地方公共団体の条例・指導要綱等により制限・指導がなされる場合がありますので、各地方公共団体にご照会ください。

また、「その他」欄には、主な適用法令等を記載しておりますので、記載のない法令等により、制限・指導がなされる場合もありますのでご注意願います。

（例）　〇〇市都市景観条例、〇〇建築指導要綱

私道の負担等に関する事項

１　私道負担

物件内に宅地部分と区分され、現に私道として使用している土地（持分で所有する場合を含む。）がある場合は、私道負担「有」と記載しています。

２　道路後退

建築基準法第４２条第２項に基づく道路及びその他法令等により、セットバック等道路後退が必要な場合は「有」と記載しています。

供給処理施設の概要

１　配管等の状況

（１）接面している道路上に使用可能な配線及び公設の配管がある（接面道路の反対車線側に配管されている場合を含む）場合に「有」と記載しています。

なお、電気については接面道路に配線がない場合でも、引込可能である場合には「有」と記載しています。

（２）複数の道路に接面している物件について、その一方にしか上水道・下水道・都市ガスの配管がない場合であっても「有」と記載しています。

２　施設整備状況

施設の整備予定時期が判明している場合に、記載しています。

３　施設整備の特別負担の有無

通常の加入金や接面道路からの引込工事費等以外に特別な負担金が必要な場合には「有」と記載しています。

※　各項目の詳細は、入札参加者ご自身により、各関係機関（市町村等、電力会社、ガス会社）にご確認ください。

交通機関

１　物件からの最寄り駅・バス停を記載しています。

２　物件の周辺に複数の駅・バス停が存在する場合は、最も利便性の高い駅・バス停を記載しています。

３　物件から最寄り駅までの「徒歩による時間」が２１分（道路距離８０ｍについて１分間を要するものとして算出）以上の場合は、物件の最寄りのバス停を記載しています。
　また、「徒歩による時間」が３１分以上の場合は、記載していません。

公共施設

小学校・中学校は、物件が属する学区の公立校名を記載しています。

参考事項

上記の関連事項及びその他参考となるべき事項について、記載しています。

建物の面積

建物の面積（建築面積、延床面積）は、建築基準法上の面積と異なる場合があります。

概要図の補足説明事項

１　工作物
　本地内の工作物のうち、現地看板や鋼管柵等の仮設的な工作物は原則として図示していません。
　また、建物付の物件の場合、雨水桝や汚水桝、マンホールは原則として図示していません。

２　樹木及びコンクリートガラ等

　物件内に多数の樹木がある場合や、コンクリートガラ等が点在している場合は、図示していません（物件調書「参考事項」欄のみに記載しています。）。

３　境界標

　物件と隣接地との境界標は、現況に設置されているものの種類にかかわらず、すべて「・」で図示しています。

　なお、物件内の筆界については、現況に設置されている境界標の有無にかかわらず図示していないものもあります。

そ　の　他

　物件調書には、参考となる法令、条例等を記載しておりますが、実際のご利用に当たり必要となる事項全てが網羅されているものではありませんので、ご利用の計画によって必要となる諸規制については、必ず入札参加者ご自身により調査確認を行ってください。